

施策 24 保健・医療施策の充実	主管部長(課)	健康部長(健康推進課)
	関係部長(課)	健康部長(生活衛生課、保健予防課、城東保健相談所、深川保健相談所、深川南部保健相談所、城東南部保健相談所)

1 施策が目指す江東区の姿
安全で安心かつ質の高い医療体制を確保するとともに、区民がライフステージやライフサイクルに応じた保健・医療サービスを受けられる環境が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①保健・医療施設の整備・充実と連携の促進	高まる在宅医療に対するニーズにこたえるため、医師会等関係団体と協力し、在宅医療体制の充実を図るとともに、医療機関及び介護事業者等による連携を推進します。また、診療所等に対する医療安全情報の提供や監視指導を推進するとともに、人口増加の著しい南部地域における保健施策の充実のため、保健相談所の拡充を図ります。
②母子保健の充実	乳幼児の発育発達状況の確認、疾病や障害の早期発見、早期支援等、母子保健の根幹となる施策を医療機関や療育機関等、関係機関との更なる連携強化により確実に実施します。また、孤立した子育て等により育児支援を必要とする親が多いことから、虐待予防の観点からも新生児産婦訪問の確実な実施、乳幼児健診や発達相談等における専門相談の充実を図り、妊娠から一貫した母子保健施策を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 南部地域の急速な開発に伴い、出生数が増加するとともに、初産年齢の高齢化に伴い、低出生体重児等のハイリスク出産が増えている。 医療制度改革に伴い、病院と地域の診療所等が機能分担しながら連携し効率的に医療を提供する地域医療連携が全国的に進められている。 平成21年度から4ヶ月健診の健診回数の増を図り、受診しやすい体制にした。 平成23年度から、妊婦健診におけるヒトT細胞白血病ウイルス(HTLV-1)抗体検査費の助成を開始した。 平成24年度から、発達障害児対策として医師会と連携し発達障害児対応研修会を保育士、幼稚園教諭、保護者等を対象に実施している。 区民は受けた医療や治療の内容について、相談できる窓口を求めている。 東日本大震災以後、災害医療への関心が高まっている。 平成26年3月、南部地域の人口急増に伴い高まる周産期医療や小児医療のニーズに対応するため、女性と子どもにやさしい病院として「昭和大学江東豊洲病院」を整備した。これにより、二次救急医療の提供や災害拠点病院としての機能が確保された。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口急増に比して不足する医療資源は、昭和大学江東豊洲病院の新規開設及び一次医療機関との地域医療連携により安定したものとなる。また、災害医療・救急医療など、区民ニーズに対応する医療提供体制の整備は、区民の安心感を向上させ定住志向を高めることとなる。 乳幼児数は特に人口増の続く南部地域において増加傾向のまま推移する。孤立し子育てをしている若年世帯に対し個々の状況に応じた支援が必要とされ、効率的な保健医療施策が望まれる。 昭和大学江東豊洲病院にNICU(新生児集中治療室)及びGCU(新生児回復治療室)が整備され、高度な新生児・周産期医療が提供されるようになる。これに伴って、ハイリスク妊婦への対応やNICU及びGCUからの円滑な退院支援に向けた地域医療連携などのニーズが高まる。 今後高齢者等の増加に伴い、病院と地域の医療機関の役割分担が進むことで、在宅療養に対するニーズが高まる。区には医療と介護の連携強化の具体的な取り組みが求められる。 今後とも医療相談窓口に寄せられる相談内容の多様化が予想される。 平成26年6月医療介護総合確保推進法が施行され、高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を、地域において効果的かつ効率的に提供する体制づくりが求められている中、平成30年4月までに、すべての区市町村が、医療と介護の連携事業を実施することとなった。そのため、医師会等関係団体と協力した在宅医療体制の充実が求められている。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
95	安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合	%	70.2						75	健康推進課
96	乳児（4か月児）健診受診率	%	94.2 (25年度)						98	保健予防課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況				
	26年度予算	26年度決算	27年度予算	28年度予算
トータルコスト	1,279,363千円	1,237,361千円	1,278,222千円	1,598,473千円
事業費	761,163千円	760,525千円	785,932千円	1,059,060千円
人件費	518,200千円	476,836千円	492,290千円	539,413千円

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>	
(1) 施策実現に関する指標の進展状況	
<p>【指標95】安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合は、昭和大学江東豊洲病院の開院が大きな要因となり、ゆるやかに増加し、その後横ばいで推移している。今後は医療体制が変化していく中、区として、高まる在宅医療のニーズに対応するため、在宅医療連携推進会議、在宅医療相談窓口、さらに医療・介護関係者等をメンバーとする多職種会議を立ち上げ、在宅医療を推進していく。</p> <p>【指標96】乳児（4か月児）健診受診率は現状94.2%であるが、これは、外国籍や転入者の影響により、期限までに健診が終了しない乳児が未受診となっているためである。訪問等を通じ、個別受診勧奨を更に積極的にい行い目標値へ近づけていく。</p>	
(2) 施策における現状と課題	
<p>◆平成26年3月昭和大学江東豊洲病院が開院した。これにより、質の高い周産期医療及び小児医療の提供、救急医療の提供や防災拠点病院としての機能が確保された。今後はさらに区内医療機関との適切な医療連携体制の構築が求められる。なお、区の支援策として、土地の貸付（平成22年4月以降10年間は無償）や建設工事費補助を実施し、建設工事費の1/2について、最大75億円を限度に補助金を交付した（平成23、24、25年度にそれぞれ25億円ずつを交付済）。◆乳児健診は疾病や異常の早期発見のみならず、育児支援や児童虐待の早期発見の場としても機能しており、核家族社会で果たす役割は大きい。◆新生児・産婦訪問指導事業については、産後うつ病質問票の評価による産後うつの早期発見や、児童虐待の早期発見に果たす意義は大きい。◆発達障害の問題が明らかになりやすくとされる1歳6か月児を対象とする健康診査受診票の大幅な改定を行った。また、学童期前までの母子保健対策をまとめた「母子保健事業の手引き」を作成し、地域との連携がより確実なものになるよう努めている。◆高まる在宅療養のニーズに対応するため、「がんの医療連携・医療相談検討会」における検討成果に基づき、在宅療養推進の施策を実施する必要がある。◆地域包括ケア及び在宅療養に関し、健康部と福祉部の役割分担と連携を進める必要がある。</p>	
(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆昭和大学江東豊洲病院の開院により、地域医療連携の構築に向け、周産期・小児医療に係る妊娠・出産育児・子育て分野での庁内「医療・保健・福祉」部門との連携を前提に、東京都の関係部署や医師会等関係機関との連絡・調整・協議を進めていく。◆三師会・訪問看護ステーション等関係機関及び庁内調整・連携を進め、在宅療養推進の施策を展開していく。◆南部地域の人口増加に対応して、深川南部保健相談所の効率的な事業運営を図る。◆医療相談窓口の人材確保と職員の資質向上により、区民の要望に適切に対応していく。◆妊娠から出産、育児と一貫した母子保健施策を推進していくため、妊婦、新生児、乳児健診等の健診結果の効率的な活用により、疾病の早期発見のみではなく子育て支援や産後うつ対策、児童虐待予防、発達障害児の早期発見・対応等に取り組んでいく。</p>	

7 外部評価委員会による評価	
平成28年度以降外部評価対象施策	

8 二次評価<< 区の最終評価 >>	
<p>・区内の医療保健ネットワークが十分機能するよう、昭和大学江東豊洲病院と一次医療機関や保健所等とが十分に連携し、実効性のあるネットワークづくりを推進する。</p> <p>・母子保健施策については、関係機関や他部署との連携を緊密にし、疾病の早期発見や母子の孤立化防止、児童虐待予防等、妊娠から出産、育児と一貫した施策の推進に取り組む。</p>	

施策 25	総合的な福祉の推進	主管部長(課)	福祉部長(福祉課)
		関係部長(課)	福祉部長(高齢者支援課、介護保険課、障害者支援課、塩浜福祉園)、健康部長(保健予防課)、こども未来部長(保育課)

1 施策が目指す江東区の姿
総合的な情報の提供や相談窓口の充実、生活支援サービスの拡充等により、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる環境が整っています。

2 施策を実現するための取り組み	
①相談支援体制の充実・手続きの簡素化	総合的な相談窓口機能等を備えた高齢者を対象とした地域包括支援センターや障害者を対象とした地域自立支援協議会の拡充を推進するとともに、保健所や民生委員等必要な機関との連携を強化します。
②在宅支援サービスの拡充	高齢者や障害者ができる限り自宅で生活できるよう、在宅支援サービスを拡充するとともに、介護予防事業に重点的に取り組むなど要介護状態にならないよう防止策を講じます。
③入所・居住型施設の整備・充実	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や障害者計画・障害福祉計画に基づき、特別養護老人ホームや障害者入所施設等の整備を着実に進めます。
④質の高い福祉サービスの提供	区報やパンフレット、ホームページ等多様な情報ツールを活用し、積極的な情報提供に努めます。また、福祉サービス第三者評価の受審を推進することにより、福祉事業者のサービスの改善・向上を図ります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>・平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を目的として介護保険及び医療制度が改正された。</p> <p>・介護保険の認定者数、施設及び居宅サービス利用者数を平成22年3月末と27年3月末で比べると、1.3倍、1.1倍、1.3倍となっており、介護サービスに対するニーズが高くなっている。一方、「高齢者の生活実態等調査」によると、将来介護が必要となっても在宅で暮らしたいという割合が約5割を占めている。また、区に求める施策として家族介護者の負担の軽減、ひとり暮らし高齢者などを見守る地域づくりが約4割で高い割合となっている。</p> <p>・平成23年6月に障害者虐待防止法が制定され、平成24年10月に施行された。また、障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法が平成25年4月から施行された。制度の谷間のない支援の提供等を内容としており、対象が難病患者等にも拡大された。</p> <p>・平成25年6月に障害者差別解消法が制定され(平成28年4月施行)、平成26年1月には障害者権利条約が批准された。</p> <p>・保育施設においては、第三者評価制度を積極的に活用し、情報提供を行うことで、区民が保育施設を選択する際の判断基準のひとつになっている。</p> <p>・区民の生活環境やライフスタイルに合わせた福祉サービスの提供や各種手続きの簡素化など利便性の向上が求められている。</p>	<p>・区の高齢者人口は10万5千人を超え、増加傾向は今後も続く。介護予防事業により要支援・要介護状態の重度化の防止を図っているが、高齢者の加齢に伴い、要支援・要介護認定者及びサービス利用者が増加する。また、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加し、地域社会全体で高齢者を支える総合的な支援の仕組みの強化が必要となる。</p> <p>・平成27年度からの介護保険制度の改正に伴い、地域支援事業の充実(在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援サービスの充実強化)や、新しい総合事業の構築などきめ細かい対応が必要となる。また、特別養護老人ホームの新規入所者が原則要介護3以上に限定されたことなどから、在宅生活の継続に向けた体制づくりや、介護予防事業の再構築などの対応も必要となる。</p> <p>・障害者総合支援法施行後3年を目処とした見直しに伴う、事業や組織の対応が求められる。</p> <p>・障害者差別解消法施行に向けて相談・紛争解決の体制整備や関係機関の連携に向けた取り組みが必要となり、さらに障害者の権利擁護促進が求められる。</p> <p>・障害者本人とその家族の高齢化により、障害者の特性に応じた多様な在宅サービスと、通所施設、入所・居住型施設の整備の要望がさらに強くなる。地域社会全体で障害者を支え、安心して生活できる総合的な支援・仕組みの強化が求められる。</p> <p>・福祉サービス第三者評価受審施設の増加により、福祉サービスの質の改善・向上が図られる。また、インターネット等から得られる評価結果を活用して自分に合ったサービス利用の検討ができる。</p>

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
97	保健・福祉の相談窓口を知っている区民の割合	%	46						60	高齢者支援課
98	要支援・要介護状態でない高齢者の割合	%	84.4 (25年度)						—	介護保険課
99	要介護1以上の認定者のうち、在宅サービス利用者の割合	%	65.5 (25年度)						—	介護保険課
100	入所・居住型の介護施設の定員数	人	2,575 (25年度)						2,811	福祉課
101	福祉サービス第三者評価受審施設数の割合	%	95.8 (25年度)						100	福祉課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

	26年度予算	26年度決算	27年度予算	28年度予算
トータルコスト	43,079,698千円	39,543,311千円	44,768,772千円	45,607,241千円
事業費	42,149,708千円	38,687,233千円	43,873,350千円	44,662,313千円
人件費	929,990千円	856,078千円	895,422千円	944,928千円

※本施策の施策コストは、一般会計及び介護保険会計の合計である。

6 一次評価<<主管部長による評価>>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標98】高齢者人口の増加傾向と共に加齢による要支援・要介護状態になる割合は増加する傾向にあるため、指標値は逆に微減状況が続いている。

(2) 施策における現状と課題

◆特別養護老人ホームは、平成26年4月に1施設開設し、区内に14か所整備が完了しているが、平成27年3月末現在で入所待機者が1,964人となっている。このうち要介護3以上の人数は1,310人である。◆建築費用の上昇、用地の確保が特別養護老人ホーム等整備の課題となっている。◆認知症高齢者グループホームは、民間事業者への建設費助成による整備の促進を図り、平成26年度に1か所竣工し、18か所となっている。◆要支援・要介護高齢者の在宅生活を支援するため、小規模多機能型居宅介護施設は、区内に4か所あるが、深川南圏域が未整備である。◆民生委員は支援を必要とする地域住民と各種相談窓口の橋渡し役を担っているが、大規模マンションの建設等による人口増加で、臨海部を中心に民生委員の欠員が生じている。◆平成25年度から、地域包括支援センターと在宅介護支援センターに愛称「長寿サポートセンター」、「長寿サポート」を設定し、高齢者の相談窓口であることをPRしている。◆平成25年度から地域ケア会議を実施しているが、長寿サポートセンター単位での開催回数が少ないため、地域課題の効果的な抽出ができていない。◆介護予防事業については、認定者を除く高齢者全員を対象に生活機能を判定して介護予防事業への参加を促す「基本チェックリスト」を郵送してきた。事業参加者数が伸び悩む中、様々な工夫を講じて平成26年度の参加者数は増加したが、制度改正に伴い、平成28年度以降は対象者把握の方法を見直す（原則全数郵送は行わない）必要があるため、効果的な対象者把握方法を検討する。◆障害者総合支援法の施行により、難病患者等にも対象が拡大されたため、適切に対応していく必要がある。◆福祉サービスについては、パンフレットや区報、ホームページによる情報提供を行うとともに、サービス事業者に対する第三者評価の受審を促進し、その結果を公表してきたが、法的義務のない事業者の受審率が低い傾向にあることから、引き続き受審を奨励し、質の高い福祉サービスを区民が利用できるよう努めていく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆高齢者が住みなれた自宅や地域で、日常生活を営むことができるよう、多様な機能や対応が可能な介護基盤等を計画的に整備する必要がある。一方、施設整備は介護保険料の増加に影響するため、計画的に進める必要がある。◆区内15か所目となる特別養護老人ホームの整備など引き続き着実な整備を推進する。◆小規模多機能型居宅介護施設については、計画通り毎年度1施設ずつの整備が可能となるよう引き続き事業者参入を促す。◆要介護高齢者の在宅生活を支援するため、24年4月に創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、平成24年度から区内で3事業所が展開中だが、実態把握・効果等の検証を行っていく。◆介護保険制度の改正で、地域包括支援センターに期待される地域包括ケアの中心的役割がさらに大きくなるため、今後3年の間に在宅介護支援センターを地域包括支援センターに転換していく。◆法定化された地域ケア会議については、地域ニーズから地域課題の把握、地域資源の開発につながる実践的效果的な会議の運営のあり方を検討する。◆多様な通いの場の創出や高齢者が地域の中で役割をもって生活できる新しい総合事業を構築する。◆新しい総合事業の円滑な実施のため、対象者把握・勧奨方法の検討と、魅力的なプログラムの考案、参加しやすい場所の提供、参加手続きの簡略化に取り組むとともに、「総合事業に係るケアマネジメント方針」を定める。◆障害者総合支援法に基づき、難病患者等も含め、より適切な障害福祉サービスを提供していく。◆質の高いサービスを安定して提供できるよう、福祉サービス第三者評価の受審を促し、事業者サービスの改善・向上を図る。

7 外部評価委員会による評価		
①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
エ	A	この施策分野は様々なニーズを有する個々の高齢者や障がい者に対応することを使命とするが、これに関する国の政策方針を受け、その実現に区独自の工夫を加えつつ、部全体で懸命に汗をかいている。
オ	A	指標の数値は比較対象値が出そろっていないため、成果が上がっているかどうかは十分に判定できない。また、ヒアリングを通じて、この施策では共助の仕組み作りが大きな重要性を占めると理解したが、これについても状況把握する指標が設定されていないため、現時点では十分に成果があがっているとはいえない。
カ	B	国の制度に縛られる部分が大きいため、区独自の特色を出せる分野は限定的である。指標全般については、数値の経年変化を見ることができる指標は少なく、成果が上がっているかどうかは十分に判定できない。「保険・福祉の相談窓口を知っている区民の割合」についていえば、知っている人の割合が半数に満たない状況であり、PR媒体の検討、相談窓口を認知度の高い立地に設置する等の工夫が必要である。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
エ	A	法改正、制度改正に区として対応するに当たり、区として自立した課題認識と戦略的視点を有している。
オ	A	高齢者人口、要介護人口は、高齢化とともに増加することは明らかであり、区はこれに対して定量的な予測にもとづいて施設計画を立案している。
カ	B	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の増加、医療費の増加の中で、生活支援、「在宅型」の介護が重視されるようになってきている。このような状況の中で、高齢者を積極的にコミュニティに参加できるようにし、予防型の仕組みを確立する必要がある。 ・地域ケア会議での地域課題の効果的な課題抽出とまでは至っていないとのことであり、情報提供促進のための取り組みが必要と思われる。 ・マンションの増加等により、民生委員のなり手が不足している状況である。それらの地域での民生委員の確保を行う方法を模索するのか、若しくは、別途高齢者を見守る体制を整備するのか検討の余地があると考える。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
エ	B	介護保険制度改正で始まった地域支援事業、新しい総合事業においては、役割分担が政策革新の中核となっているが、関係主体間での問題も顕在化している。今後を見守る必要がある。
オ	B	高齢者福祉・介護福祉について、地域ケア会議の機能整備、民生委員のなり手不足等の問題が認識されている中で、具体的な対応策が明確とはいえない。特に区民協働については抜本的対策が必要ではないか。
カ	B	高齢者の地域見守り体制について、地域を巻き込んだ取り組みが始まっているとのことであるが、今後は、対象地域を広げていく働きかけが望まれる。また、高齢者の生活支援に関して、住民ボランティアの活用を検討しているとのことであり、今後の積極的な活用が望まれる。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
エ	A	需要の増大、政策の転換のただ中で、区の地域の色合いを見ながら迅速かつ戦略的に対応が進んでいる。
オ	B	高齢者福祉、障害者福祉の法・制度枠組みが大きく変わる中で、区に求められているのは、担い手・支え手としての区民・地域関係者に政策実現にコミットしてもらった「共助」の仕組み・仕掛け作りである。現在、特にハード面については、十分な計画が立案され量的整備は期待できるので、ソフト面（現状・課題把握、サービス実施）における区民・住民参加の仕掛けを思想・実行の両面で包括的に取り組むことに期待したい。
カ	B	国の制度に縛られる部分が大きいが、グランチャ東雲のように単なる高齢者施設ではなく、高齢者と児童の触れ合いをも行う施設を整備している点は江東区の特徴として評価できる。ただし、限られた予算の中で同様な施設を多数整備することは困難であると思われるため、地域を巻き込んだ高齢者支援の体制の整備が必要である。来年度から組織体制の見直しを行うとのことだが、横の連携も密にした取り組みが期待される。
その他		
相談窓口の認知度向上、南部高層マンション地区の「孤立高齢者」、民生委員のなり手問題など、外部評価モニターが気が付いている問題については、大きな政策方向の実現とは別に、区民の目に見える手立てを講じていくことが望まれる。		

《参考》 外部評価モニターの評価

S	A	B	C	無回答	計
2人	7人	4人	1人	0人	14人

・福祉の推進にあたっては、長期的視点に立った施策の構築に取り組むとともに、目的・効果を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討する。また、関係部署で連携をとり、施策全体としての事業展開に取り組む。

・各種福祉サービスについて、**区民ニーズの把握に努め、区民や民間団体との役割分担を明確にした上で、共助の仕組み、仕掛けづくりに取り組む。**

・福祉サービス第三者評価事業について、長期計画に掲げた計画の着実な実施を図り、サービスの質の向上に取り組む。

・民生委員制度の適切な運用を図りつつ、住民ニーズに合致する、**地域を見守る新たな取り組みについて検討する。**

・介護保険制度改正の動向を踏まえ、必要な体制整備を図るとともに、**実効性のある地域包括ケアシステムの構築を推進する。**

施策 26 地域で支える福祉の充実	主管部長(課)	福祉部長(高齢者支援課)
	関係部長(課)	福祉部長(福祉課、介護保険課、障害者支援課)

1 施策が目指す江東区の姿
地域における福祉ネットワークが構築され、誰もが安心して暮らすことができ、区民の自主的な福祉活動を通じて、生きがいや交流の場づくりが進んでいます。

2 施策を実現するための取り組み	
①高齢者の生きがいづくりと能力活用の支援	老人クラブ活動の育成・支援をはじめ、社会貢献活動、社会参加、健康づくり、仲間づくり等の活動を支援し、異世代との交流機会の提供に努めます。また、ボランティア活動やシルバー人材センターの充実、就業情報の提供などにより、高齢者の能力活用を推進します。
②福祉人材の育成	高齢者や障害者の福祉サービスを支える人材の確保を支援するとともに、シニア世代を含む福祉ボランティアの育成と活用を図ります。
③地域ネットワークの整備	地域住民やボランティア、民間事業者、地域包括支援センターなどの連携により、地域の見守りネットワークを整備するなど、年々増加するひとり暮らし高齢者や障害者等が安心して暮らせる仕組みを構築します。また、地域で支える福祉に対する区民の理解を深めるための意識啓発を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度は、サービス利用者の増加とともに介護給付費の伸びが著しいことから、制度の安定的・持続的な運営を図ることが重要な課題となっている。 すべての自治体が、平成29年度までに「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」を開始する。 事業の実施にあたり、事業者だけでなく、ボランティアやNPO等を含めた多様な主体による、交流サロンや安否確認、家事援助等の生活支援サービスの提供が求められている。 高齢者、現役世代、地域のそれぞれのニーズを把握し、地域資源の活用に結びつける役割をもつコーディネーターを配置し、多様な生活支援サービスを利用できる地域づくりを支援するための、協議体の設置が求められている。 障害者自立支援法が、平成25年4月に「障害者総合支援法」に改正された。 将来介護が必要になった際にどこで生活したいかを尋ねた調査では、一般高齢者で44.1%、二次予防対象者で42.1%、軽度要介護認定者で49.2%が「在宅」と回答し、要介護認定者に同様の質問をした結果、51.0%が「在宅」と回答しており、生涯を慣れ親しんだ住居で過ごすことを希望する高齢者が多い。 力を入れるべき高齢者施策を尋ねた調査では、「家族介護者の負担軽減」40.2%、「ひとり暮らし高齢者などを見守る地域づくり」が39.4%、「健康づくり・介護が必要にならないための支援」が38.4%と上位となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 区の高齢者人口は10万5千人を超え、増加傾向は今後も続く。こうした中、ますます、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれ、「自助」「互助」「共助」「公助」の推進と連携がより一層重要になってくるが、生活様式の多様化等により、これまで地域に培われてきた「互助」機能の低下が懸念される。 今後とも継続的に増加する介護需要に応え、所要の介護従事者を確保しなければならない状況が続く。介護従事者の処遇改善や潜在的な就労者の掘り起こしを不断に行っていかなければ、介護従事者不足のためサービス供給が不安定になる可能性がある。更に、平成27年度の介護保険制度改正では「新しい総合事業」が創設され、それを担う介護人材、ボランティア等の確保がより一層重要になってくる。 生活の場を職場から地域に移すシニア世代が「自助」「互助」に積極的に取り組み活躍していくための仕組みづくり、コーディネーターによる調整が必要となる。 地域密着型サービスに位置づけられる小規模多機能型居宅介護施設の整備や平成24年4月に創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護等への要望が強くなっていく。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
102	生きがいを感じている高齢者の割合	%	69.5						75	高齢者 支援課
103	福祉ボランティアの登録者数	人	6,877 (25年度)						8,134	福祉課
104	地域の中で家族や親族以外に相談し あったり、世話しあう人がいる区民の 割合	%	29.8						40	高齢者 支援課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

	26年度予算	26年度決算	27年度予算	28年度予算
トータルコスト	1,359,492千円	1,296,767千円	1,541,358千円	1,375,907千円
事業費	1,141,584千円	1,095,708千円	1,345,998千円	1,156,549千円
人件費	217,908千円	201,059千円	195,360千円	219,358千円

6 一次評価<<主管部長による評価>>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標102】【指標104】「生きがいを感じている高齢者の割合」「地域の中で家族や親族以外に相談しあったり、世話しあう人がいる区民の割合」についてはともに横ばいだが、施策25で新たに「地域介護予防活動支援事業」を平成27年度から開始し、住民が主体となった地域活動の広がりが期待できる。

【指標103】ボランティア活動を推進するため、入門講座、養成講座、ボランティア相談、ボランティア団体への助成、及び児童・生徒のボランティア福祉体験学習等様々な事業を行い、ボランティア登録数の増加に繋がっている。

(2) 施策における現状と課題

◆高齢者の健康づくり、生きがいづくりの場を確保するため、老朽化した福祉会館等の改築・改修工事を順次行ってきたが、今後は、退職後のシニア層の志向に沿って、健康の維持増進活動のほか、社会性のあるボランティア活動・NPO活動への参加を支援するサービスや地域拠点が求められる。◆福祉人材の確保・育成のうち、人材確保については、「福祉のしごと 相談・面接会」の実施で就労に結びついた方が延190名おり、一定の効果が出ている。人材育成については、地域包括支援センターで介護支援専門員向け研修を実施している。さらに、平成24年度からは区内介護事業所の介護職員等を対象とした研修事業を開始し、平成26年度は15講座延549名が受講した。◆退職後のシニア層が趣味や生きがいづくり活動だけでなく、高齢者支援施策や「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の担い手として活躍できる場をつくる必要がある。◆ひとり暮らし等の高齢者が、住みなれた地域で生活するためには、高齢者見守りサポート地域活動の区内全域への拡大と、民間事業者との連携による見守り体制の構築が重要だが、個人情報への取扱いに対する過剰反応が阻害要因となっている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆福祉会館のあり方を検討し、平成26年度から指定管理者制度を導入した。その評価を検証のうえ、「高齢者の居場所」としての機能向上を目指す。◆福祉人材の確保・育成について、「福祉のしごと 相談・面接会」は東京都福祉人材センターの地域密着型面接会事業を活用して実施していることから、今後も同事業と連携して実施していく。また、人材育成については、東京都高齢社会対策区市町村包括補助金を活用した介護職員向け研修の実施と就労希望者向けの就労支援を実施することにより、福祉人材の育成及び確保を図り、介護サービスの質の向上を目指していく。◆シニア層が地域における福祉の推進役として活躍できる体制を構築し、社会的役割を担うことにより、生きがい創出や介護予防につなげる。◆地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの一環として、「高齢者見守り協力事業者登録制度」を開始し、行政機関と住民組織による見守りだけでなく、民間事業者との連携強化を推進する。◆施策25で平成27年度から新たに開始した「地域介護予防活動支援事業」では、高齢者のグループに運動等の指導を行う専門職員を派遣し、住民主体の効果的な地域活動を支援していく。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価<<区の最終評価>>

- ・法改正等による動向を踏まえながら、福祉人材の確保、人材の定着を推進し、福祉サービスの質の向上に努める。
- ・地域における福祉ネットワークについては、関係機関との適切な役割分担のもと、引き続き整備を進める。
- ・シニア層が地域福祉の担い手として活躍できる体制構築を図る。

施策 27 自立と社会参加の促進	主管部長(課)	福祉部長(高齢者支援課)
	関係部長(課)	総務部長(総務課)、区民部長(区民課)、福祉部長(福祉課、障害者支援課、塩浜福祉園)、生活支援部(医療保険課、保護第一課、保護第二課)、健康部長(保健予防課)

1 施策が目指す江東区の姿
高齢者や障害者をはじめとした区民が安心して生活できる仕組みを通じて自立した生活と社会参加が進んでいます。

2 施策を実現するための取り組み	
①権利擁護の推進	権利擁護センターを拠点として、福祉サービスの利用援助や金銭管理援助を行うとともに、成年後見制度に関する相談や利用を支援します。
②障害者の社会参加の推進	手話通訳者の派遣や移動の支援、生活訓練など各種自立支援策の推進を行うとともに、ハローワークや企業との連携を強化し、就労機会の確保に努めます。
③健康で文化的な生活の保障	相談支援体制の充実を進めるとともに、経済的な援助等を必要とする区民の自立を支援します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 江東区権利擁護センター「あんしん江東」では、成年後見制度推進機関として同制度の利用を促進するための普及啓発及び相談業務、判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になった認知症高齢者・知的障害者等の日常生活自立支援事業を実施し、平成23年4月より法人後見や法人後見監督の導入を図っている。平成24年4月の老人福祉法の改正により、市民後見人の養成、活用推進が市区町村の努力義務となった。 日常生活自立支援事業及び福祉サービスの総合相談の需要が増加している。また弁護士・司法書士による専門相談を実施しているが、区民ニーズは複雑化、多様化しており、福祉サービスの利用、権利擁護、成年後見制度、遺言、相続のほか、虐待に関連する相談も増加している。さらに身寄りのない高齢者の緊急入院による後見相談、セルフネグレクトによるゴミ問題の相談も寄せられている。 雇用情勢は依然として厳しいが、ハローワークを通じた障害者の就職件数は伸びている。平成26年度には全国ベースで8.6%増となり、5年連続で過去最高を更新している。 居宅生活を送っている生活保護受給者のうち、精神障害を持つ者、配偶者暴力、薬物依存等の問題をかかえる者への支援として生活自立支援事業を実施している。 高齢者などに対し金銭管理援助などを求める声が区民のみならず、現場の生活保護ケースワーカー・介護支援員などからもあがっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者人口や認知症高齢者の増加に伴い、判断能力の不十分な高齢者等が増加するため、高齢者等の権利を擁護し、福祉サービスの利用をサポートする支援体制の充実が必要になってくる。また、権利擁護センターを基軸とした関連機関との連携、総合的、一体的な支援を実施するための同センターの機能強化とともに、後見人の質や人材の確保を図るため、地域の特性を活かした後見人の支援、市民後見人候補者の育成が求められる。 家族関係が疎遠となり、身寄りがいても関わりを拒否するケースが増加し、行政以外の支援者がいない高齢者等が増えることにより、区の行政負担が増大する。 障害者総合支援法が平成25年4月から施行されたが、施行後3年を目処とした見直しに伴う、事業や組織の対応が求められる。 福祉事務所では様々な問題をかかえる被保護世帯に対して、生活自立支援員などの専門知識と経験を持つ職員が対応することで、問題解決と周囲の生活環境の安定化を継続して図っていく必要がある。 生活困窮者自立支援法が平成27年4月より施行され、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して自立支援への取り組みが求められる。 保護受給者や生活困窮者に対して、早期に就労支援等に結びつけ、自立に向けたきめ細かな支援が求められている。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業
臨時福祉給付金事業は、国の方針に基づき実施するため、区の権限が限定的である。

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
105	権利擁護センター、成年後見制度を知っている区民の割合	%	28.1						35	高齢者支援課
106	区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者数（累計）	人	304 (25年度)						460	障害者支援課
107	区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者の定着率	%	58 (25年度)						60	障害者支援課
108	生活保護受給者等の就職決定率	%	36.1 (25年度)						38	保護第一課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況				
	26年度予算	26年度決算	27年度予算	28年度予算
トータルコスト	100,234,827千円	94,795,998千円	109,737,489千円	111,189,925千円
事業費	98,023,059千円	92,761,942千円	107,458,820千円	108,859,422千円
人件費	2,211,768千円	2,034,056千円	2,278,669千円	2,330,503千円

※本施策の施策コストは、一般会計、国民健康保険会計及び後期高齢者医療会計の合計である。

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策実現に関する指標の進展状況	
<p>【指標105】平成25年度の27.2%から0.9ポイント上昇している。前期計画では平成26年度の目標値を35%としていたが、実績としては28.1%となり目標未達成となった。後期計画においても平成31年度の目標値を引き続き35%に定め、目標達成に向け取り組んでいる。</p> <p>【指標106】就職した障害者数については、目標値の達成に向けて順調に推移している。</p>	
(2) 施策における現状と課題	
<p>◆高齢化が進展する中、身寄りがなく認知症等により判断能力の十分でない高齢者が急増している。また、福祉サービスの総合相談件数が軒並み上昇し、日常生活自立支援事業の需要が増加している。高齢者等が地域で安心して暮らせるための相談支援体制が求められる。◆障害者の自立と社会参加を推進するため、在宅支援サービスを中心とした事業展開と就労支援を進めてきた。合わせて、障害者の特性に応じた障害者福祉サービスの提供や就労相談等の支援体制の充実も課題である。◆生活保護受給者に対しては、平成25年度より、就労意欲喚起事業の開始や就職サポートコーナーの開設など、就職率の向上等で一定の成果があった。◆生活保護に至る前の生活困窮者に対する、自立相談支援事業においては、就労、住宅、債務整理、子どもの教育など様々な課題を抱える方の相談に対して、課題解決に向けた支援が必要である。</p>	
(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>◆判断能力が十分でない高齢者等が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう支援するとともに、高齢者虐待の早期発見や関係者支援のための相談体制の強化などに取り組み、高齢者等の権利擁護を推進する。また市民後見人をはじめ成年後見制度の活用を含めた権利擁護の推進や、専門相談及び福祉サービス利用に関する総合的な支援体制の充実を図る。◆障害者計画・障害福祉計画に基づき施策を推進するとともに、障害者総合支援法に基づくサービス提供体制の充実を図る。◆優先調達推進法の施行に伴い、行政各部署における福祉施設等への業務発注機会の拡大に取り組み、利用者工賃のアップを図る。◆生活保護の必要な人には、確実に生活保護を実施するとともに、受給者の状況に応じた就労施策による自立を促進するなど、社会復帰への取り組みを進める。◆生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対して、総合相談窓口の設置、現行の就労支援策の再構築、貧困の連鎖の防止策など、自立を支援する取り組みを進める。また、庁内及び関係機関との連携を図るため、生活困窮者支援ネットワーク会議を設置し、支援事業を効果的に実施する。</p>	

7 外部評価委員会による評価	
平成28年度以降外部評価対象施策	

8 二次評価《区の最終評価》	
<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の推進に関しては、高齢者や障害者のニーズを的確に把握した上で、関係機関等と連携しつつ、総合的な支援体制の一層の充実を図る。また、制度利用を促進するため、必要とする区民への効果的な周知を図る。 ・障害者の社会参加促進及び就労機会確保のための取り組みを積極的に推進する。 ・国の制度改正の動向を踏まえ、自立支援に向けて必要な体制整備を図るとともに、引き続き効率的な事業執行に努める。 	

施策 28 計画的なまちづくりの推進	主管部長(課)	都市整備部長(都市計画課)
	関係部長(課)	都市整備部長(まちづくり推進課)、土木部長(管理課、施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿

緑やオープンスペース、都市施設などが適切に配置され、安全性、快適性、利便性を備えた暮らしやすいまちが実現しています。また、産業環境と住環境とのバランスの取れた調和のあるまちになっています。さらに、地域特性を活かした美しいまち並みが形成されています。

2 施策を実現するための取り組み

①計画的な土地利用の誘導	区を取り巻く社会経済情勢や土地利用の変化に的確に対応するため、都市の将来像を定めた都市計画マスタープランに基づく施策を構築します。また、都市としての健全な発展を促すため、用途地域等の見直しをはじめ、地区の課題や特性を踏まえた地区計画の策定など、都市計画手法の活用を推進・誘導することにより、将来像の実現を目指します。
②区民とともに行うまちづくり	区民等が提案するまちづくりの調整や、土地利用転換時に必要な公共公益施設の整備を関係者とともに行うなど、地域と協働のまちづくりを進めます。また、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、区民・事業者・地権者等による主体的活動(エリアマネジメント)に対して支援を行います。
③魅力ある良好な景観形成	景観計画に基づいて魅力ある景観の形成を促進するため、水辺や緑、歴史的資源などとの調和を図り、より良好なまち並みの創出を誘導します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 南部地域を中心とした大規模開発による超高層住宅建設等による人口増 江東区都市計画マスタープラン(改定版)策定(H23年) 豊洲グリーン・エコアイランド構想策定(H23年) 亀戸景観重点地区及び深川門前仲町景観重点地区の指定(H25年) 寺社等の歴史的な景観から臨海部を中心とした現代的な景観も含めて、都市景観への関心が増大している。 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み(エリアマネジメント)の必要性が高まっている。 コミュニティサイクルの実証実験(H30年3月まで延長) コミュニティサイクルの運営等について、相互乗入れも視野に入れた基本協定を東京都及び千代田区、中央区、港区と締結(H27年3月) コミュニティサイクル車両の電動アシスト自転車化、貸出・返却システム変更 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い準備が進んでいる。 環境への関心が高まり、身近な緑へのニーズが増大している。 	<ul style="list-style-type: none"> 住工混在の土地利用地域が多い中で、無秩序な開発が進むと、まち並みの調和や公共施設等の配置などのバランスが崩れるとともに、まちの良さの実感やまちへの愛着が薄れて地域コミュニティの形成に支障が生じる。 臨海部開発の進展に伴い、他地域からのアクセス向上のため、地下鉄8号線をはじめとする南北交通等、公共交通機関の整備・充実を求める声がより多くなる。 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い競技場周辺の開発は進むものの、南北都市軸の強化や、オリンピック・パラリンピックを契機とした深川・城東地区での取り組みなど、レガシーを区内全域で展開し、持続的に発展していくまちづくりを進めなければ、オリンピック・パラリンピックの効果は、一極性・一過性に限られたものとなる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

建築基準法における建築確認・検査について、延べ床10,000㎡を超える建築物は、東京都の権限であり、区の権限は10,000㎡以下に限定されている。

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
109 地区計画区域内の建築物等の届出件数	件	657 (25年度末)						—	都市 計画課
110 地区計画区域内の建築物等敷地面積の割合	%	42.1 (25年度末)						—	都市 計画課
111 水辺を活用したまちづくり団体主催のイベントへの参加者数	名	1,883 (25年度)						—	まちづく り推進課
112 江東区のまち並みが美しいと思う区民の割合	%	51.0						60	都市 計画課
113 景観届出敷地面積の割合	%	68.7 (25年度)						—	都市 計画課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況				
	26年度予算	26年度決算	27年度予算	28年度予算
トータルコスト	217,262千円	193,039千円	221,024千円	210,056千円
事業費	35,258千円	25,473千円	26,185千円	18,159千円
人件費	182,004千円	167,566千円	194,839千円	191,897千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標112】指標112は前期計画期間中に、計画策定時より10ポイント以上上昇し、51.0%となり目標値を達成した。なお、区内には、計13地区の地区計画区域があり、各地域特性にふさわしい整備及び開発に関する方針を策定しており、地域差はあるが、建築物等の建築、更新等が予想され指標の数値の増加が見込まれる。また、景観重点地区を指定し重点地区においてきめ細かく景観の指導ができるようになったことにより、重点地区内の景観届出件数が増加している。さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定を契機に、臨海部を中心とした区内の建築件数の増加が見込まれるため、指標113は今後も順調に増えるとともに、指標112にも影響を与えることになる。

(2) 施策における現状と課題

◆まちづくりの将来像の実現に向け、都市計画マスタープランに沿ったまちづくりを誘導しており、プランに沿った開発状況の進行管理の手法が課題となる。◆本区は準工業地域が50%を占め、その特性である住工混在の土地利用が多い中で、地権者が望むまちの姿が多種多様であり、個々の地域における目標が定めにくい。◆景観法に基づく景観計画届出等の手続きが開始された平成21年度以降、届出件数は年々増加傾向にある。また、景観重点地区の指定については、従前の深川萬年橋（H19指定）に加え、平成25年4月より「亀戸」及び「深川門前仲町」を新たに景観重点地区に指定し、建築の規模によることなく景観届出を要する区域が拡大した。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定を契機に、臨海部を中心とした区内の建築件数の増加が予想される。このため、今後も景観に係る届出やそれに伴う協議・指導等の増加が見込まれており、区民・事業者への制度周知・意識啓発とともに、実務面でのよりの確かつ効果的な景観指導が課題となる。◆豊洲地区においては、環境先端拠点の形成を目指すため「豊洲グリーン・エコアイランド構想」を策定し、その具体的な施策の検討の場として環境まちづくり協議会を設立した。平成24年度より構想の実現に向けた取り組みとしてコミュニティサイクルの実証実験を開始しており、実験期間を平成27年3月から平成30年3月まで延長した。平成27年度中に車両の電動アシスト自転車への入替え、車両管理システムの変更、サービスアップに伴う料金改定を行う。また、平成27年3月に東京都及び千代田区、中央区、港区と「自転車シェアリング事業における相互協力に関する基本協定」を締結し、ステーションの設置場所について関係官公署との調整をはじめ、4区相互乗入れに向けた具体的な検討を進めていく。◆平成26年5月に江東湾岸エリアにおけるオリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画アウトラインを策定し、オリンピック・パラリンピック施設の基本設計に先立ち、東京都へ要望を提案した。平成27年6月に策定した江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画に基づき、今後、国、東京都、民間事業者と連携してまちづくりを進めていく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆市街地の再開発や土地利用の転換に併せて、都市計画マスタープランに示されたあるべき将来像や各地域の土地利用方針等の実現に向けて、区民、事業者、他の行政機関に対して協力を求めるとともに開発状況の数値化に努める。◆地域の特性に応じた都市計画手法を発信し、良好なまちづくりにつなげる。◆景観重点地区における景観形成の状況を検証し、区全域への景観啓発・普及の手法を検討するとともに、景観とそれに関連する緑化・屋外広告物等の制度につき、関係所管と連携しながら、事業者にも効果的な情報発信や指導を行い、良好な景観形成への誘導に努める。◆道路・公園・オープンスペース等の必要な公共的空間の整備を関係者と推進する。◆住民主体のまちづくりを推進するため、地域住民等による主体的な公共的空間の管理や地域の活性化に向けた取り組みを行う新たな民間組織を把握し、都市計画提案制度の活用などについて支援を行う。◆豊洲地区において、豊洲グリーン・エコアイランド構想の実現に向けた区民・事業者・地権者等による主体的活動を支援するために、環境まちづくり協議会を運営していく。◆コミュニティサイクルの新車両での運営方法や新料金での事業収支状況の検証を行うとともに近隣区との相互乗入れに向けた検討を進めていく。◆江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画から更に東京都へ要望を提案していく。区としても取り組みを推進し、オリンピック・パラリンピックによるまちづくりの効果を湾岸エリアにとどめることなく、区内全域に波及させていく。

7 外部評価委員会による評価		
①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
エ	A	都市計画マスタープランを基準にすればおそらく目標どおりということは永遠にあり得ない。しかし、成果はそれに向けての一步一步の実績からしか生まれない。その意味で一步一步の進展は見ることができる。
オ	B	施策実現指標の数値は比較対象値がないため、成果があがっているかどうかは十分に判定できない。また、この施策の大きなウェイトを占める都市計画マスタープランの実施状況においても、いまだ進行管理方法を構築している段階にあり、十分に成果があがっているとはいえない。
カ	A	江東区のまち並みが美しいと思う区民の割合は半数を超えており、一定の成果があがってきていると評価できる。ただし、その他の施策実現に関する指標は目標値を設けない指標であり、また地区計画区域についても区全体を表す指標とは必ずしも言えない。都市計画マスタープラン進行管理表を完成させ当該管理表を利用した進捗管理を行うことが有用であると考えられる。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
エ	A	区民の参画を得た都市計画マスタープランや地区計画が基礎となる施策であるので、定義上ニーズや社会状況への対応は確保されていることになるが、既成市街地におけるマイクロの「利便性」のニーズをどのように取り扱っていくのかについては、行政の姿勢として十分な配慮が必要と考えられる。
オ	B	都市計画マスタープランでは、区民参加のもとで部門別×地区別の課題・目標設定がなされており、この限りにおいては社会状況や区民ニーズは反映されていると理解できる。ただし、本施策の具体的目標として理解できる、①無秩序開発の防止②南北交通整備③景観形成④防災機能強化等について、区民ニーズとの関係からみた優先順位は判然としない。
カ	A	区民ニーズに関しては、都市計画マスタープラン策定時における区民ニーズの取り込みが行われており、ニーズへの対応はなされていると評価される。ただし、今後の住民構成の変化や社会状況変化により区民ニーズの大きな変化が生じていないかどうかについては、点検を行うことも必要ではないかと考える。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
エ	A	この施策に本評価項目は必ずしもなじまない面がある。評価者としては、不十分と判断すべき情報を持たない。
オ	B	エリアマネジメントについては、南部地域で住民や事業者等による内発的な動きがみられ、これを区が後押しするなど良好な事例がある。一方、既成市街地は、その性格上、まちづくりの課題やシーズが必ずしも顕在的ではないが、エリアマネジメントの動きが無理なく萌芽するようなきっかけづくりの具体的な仕掛けがあってもよい。
カ	A	区民との課題共有のワークショップ、区民提案によるまちづくりの調整、エリアマネジメントへの支援等の区民協働の取り組みが行われている。エリアマネジメント支援については、南部地域に偏っているとのことであるが、既成市街地における支援等は今後の課題として検討することも有用ではないかと考える。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
エ	A	この施策は、都市計画マスタープラン、地区計画のもとで、既存の仕組みを使って、いかに理想像への誘導を図る働きかけが地域及び関係者に行われているかが評価のポイントと考えられる。この点では、明確な課題認識のもとに骨惜しみしない地道な働きかけが行われている状況が認められる。
オ	B	この施策は、次の理由から、そもそも適切な評価を行うことが困難である。①状況推移観察指標がほとんどであり、かつ今年がその初年度にあたるため、定量的な評価が不可能である。②3つの「取り組み」のうち、ほとんどのウェイトは「①」の都市計画マスタープランにあるはずだが、その情報は施策評価シートにほとんど掲載されていない。また、区の説明を聞いたうえで、現時点で施策の成果が明確にあがっているとはいえない。しかし一方で、都市計画マスタープランの進行管理表を開発、エリアマネジメントにかかる住民等による良質な活動や区のサポート体制など、計画的まちづくりを推進する素地は着実に形成されつつある。今後の行政評価、外部評価では、ぜひ施策評価シートにとらわれず、江東区における計画的まちづくりの推進状況を最も分かりやすく説明する方法を考案いただきたい。
カ	A	①～③を考慮し、施策の評価としては良好であると評価した。ただし、東京オリンピック・パラリンピックを契機として「まち」が大きく変わるチャンスであり、実施事項の優先順位を明確にしスピード感をもって施策を進めていく必要があると考える。進捗管理表等を活用し、ロードマップを区民に対し示すことも有用ではないかと考える。
その他		
都市計画マスタープランの進行管理表こそが、本施策の実現度合いを適切に判断することにもっとも有用な情報であると考えられる。外部評価に限らず、施策に対する区民の理解を獲得していく観点からも、同資料の効果的な活用について検討されることが望ましい。ただし、上記②で述べた既成市街地に関するニーズは必ずしも都市計画マスタープランの対象範囲でないようであり、この点はどう勘案するかも同時に検討されることが望まれる。		

《参考》 外部評価モニターの評価

S	A	B	C	無回答	計
0人	8人	4人	0人	0人	12人

- ・土地利用の実態や開発動向、区民ニーズ等を的確に把握し、都市計画マスタープラン実現に向けて、民間等の土地利用を誘導する。
- ・都市計画マスタープランの着実な実施のため、その進行管理を明確にするための仕組みづくりに取り組む。
- ・都市計画提案制度の活用や民間組織による景観、緑地等の維持管理手法の拡大など、地域住民等が主体となったまちづくりを推進するための支援策を検討する。
- ・景観重点地区について、事業の効果を検証し、区全域への景観啓発・普及の手法を検討する。
- ・臨海部の新たなまちづくりにあたっては、区民・事業者とともにオリンピック・パラリンピックの開催、環境・防災という視点に立脚した取り組みを推進する。

施策 29 住みよい住宅・住環境の形成	主管部長(課)	都市整備部長(住宅課)
	関係部長(課)	環境清掃部長(環境保全課、清掃事務所)

1 施策が目指す江東区の姿
多様な生活様式に応じて住み続けられる、快適で安心な住まいづくりが広がっており、地域と調和の取れた住環境が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み	
①多様なニーズに対応した住まいづくり	高齢者・障害者・子育て世帯などの多様なニーズに対応した住まいの供給を推進するため、大規模開発や公的住宅の建替え・改修時の誘導を図るとともに、民間賃貸住宅への入居支援等を実施します。
②良質な既存住宅への支援・誘導	区の居住形態の大きなウェイトを占めるマンションをはじめとした、さまざまな既存住宅の良好な維持管理や再生を促進するため、啓発・相談事業や支援事業を実施するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った計画的な修繕やリフォームを誘導します。
③良好な住環境の推進	積極的な緑化整備や歩道状空地の確保など、より良い住環境を促進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成22年3月「江東区住宅マスタープラン」策定(改定)(国や東京都の住宅ストックの活用、更新を基本とする方針や区の住宅施策をめぐる環境変化に対応。) 平成23年10月「高齢者の居住の安定確保に関する法律」改正 平成25年4月「江東区営住宅条例」「江東区高齢者住宅条例」改正施行 平成26年12月「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」改正 マンション等建設指導について、条例、要綱の運用により、公共公益施設整備との整合、良好な住環境の形成に努めている。 区内には築30年を越すマンション(分譲・賃貸)が約400棟ある。(平成26年マンション実態調査) 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年7月)に基づき、「江東区居住支援協議会」を設立した(平成23年9月)。 高齢者の増加に伴い、エレベーターのない共同住宅や段差等バリアのある戸建て住宅での生活が難しく、また家賃負担軽減のため転居を希望する高齢者が増えているため、高齢小規模世帯に相応しい住宅が求められている。このような状況の中で、高齢者等の住宅確保要配慮者(住宅困窮者)と民間賃貸住宅ストックの需給不一致による供給不足が生じている。 歩行喫煙等の防止に係る条例施行後、タバコのポイ捨てや歩行喫煙等についての苦情件数は減少傾向にあるが、依然として苦情は寄せられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存公的住宅の耐震化、バリアフリー化などが求められるなか、東京都は都営住宅の耐震化率を、平成27年度までに90%以上、平成32年度に100%とする新たな目標を設定した。 今後もマンション建設の継続が見込まれ、マンション建設に対する行政指導が引き続き求められる。 集合住宅において、適正な維持管理や、定期的な計画修繕を怠ったり、耐震性の劣った住宅に適切な処置が講じられないこととなれば、安全面や保安上の危険性及び衛生面において都市全体の居住環境に悪影響を及ぼすことになる。 民間マンションの老朽化が進行する。老朽化マンションの建替え等が円滑に進むよう法改正が行われたため、建替え手続きを進めるマンションが出てくる可能性がある。 介護、医療と連携して高齢者の生活を支援するサービス付き高齢者向け住宅が民間事業者により整備される。 居住者の高齢化に伴い、バリアフリー化されていない自宅に住み続けることができなくなったり、ライフスタイルに合わない住宅で住みづらさを感じる居住者が発生する。また、高齢者層の住宅困窮者が増加し、公的支援を含めた幅広い居住支援の要請が高まる。 タバコのポイ捨てや歩行喫煙等について、一層の取り組みをすすめるなければ、清潔かつ安全な生活環境の保全に対する区民や企業の意識が保てなくなる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
114	住宅に満足している区民の割合	%	69.8						75	住宅課
115	集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等の割合	%	85.5 (20年度)	87.5 (26年度)					90	住宅課
116	マンション計画修繕調査支援事業を利用するマンション管理組合等の件数	件	25 (26年度)						35	住宅課
117	住環境に満足している区民の割合	%	70.2						75	住宅課
118	歩道状空地の整備（延長・面積）	m m ²	2,504.10 5,493.77 (26年度)						—	住宅課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

（指標115について、マンション実態調査における調査票の配布数に対する「集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等」の割合を指標としていたが、調査票の回収数に対する割合に変更し、新たに目標値を設定。）

5 施策コストの状況

	26年度予算	26年度決算	27年度予算	28年度予算
トータルコスト	533,856千円	545,677千円	611,937千円	659,445千円
事業費	351,015千円	377,137千円	431,921千円	473,667千円
人件費	182,841千円	168,540千円	180,016千円	185,778千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標114】【指標117】住宅及び住環境に満足している区民の割合について、着実に目標値に近づいている。マンション等の建設に関する条例により、良質な住宅の供給、良好な住宅ストックの維持管理等、住環境の整備を図っているほか、タバコのポイ捨てや歩行喫煙等の防止に向けて、みんなでまちをきれいにする条例推進委員との駅頭キャンペーンの実施（駅前でのハンドマイクを使用した呼びかけや啓発用ポケットティッシュの配布等）、「歩きタバコ禁止・ポイ捨て禁止」と記載された路面標示シートの設置、歩行喫煙等禁止パトロール指導員による駅周辺の巡回などにより、区民の意識啓発に取り組んできた。

【指標115】集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等の割合について、定期的な改修を実施していると回答した管理組合等の割合は平成20年度調査が85.5%に対し平成26年度調査では87.5%と増加傾向がみられるため、引き続き適切な支援等を実施していく。

【指標118】歩道状空地の整備について、平成26年度は延長1,859.59m、面積6,067.66㎡となった。マンション等の建設に関する条例に基づき、敷地面積が500㎡以上のマンション建設計画に対して、引き続き歩道状空地の適切な整備を指導していく。

(2) 施策における現状と課題

◆高齢者等の住宅困窮者に対する住宅施策の充実を図るため、江東区居住支援協議会を通じた住宅関連事業者との更なる連携が必要である。また、民間賃貸住宅貸主の不安を軽減するため、既存の「見守り事業」等の入居支援策の活用促進を図る必要がある。◆平成26年度に実施したマンション実態調査の結果に基づく課題整理を踏まえ、今後のマンション等建設指導やマンション管理支援施策について検討を行う必要がある。◆民間マンション等の良好な維持管理や長寿命化と円滑な管理組合の運営が図られるよう、マンション管理組合等に対する支援を着実に推進する必要がある。◆マンション条例やみどりの条例などに基づき、みどり豊かで快適なまちづくりを進めるため、事業者・区民を適切に誘導する必要がある。◆歩行喫煙等の防止に係る条例について、より多くの区民に知ってもらう必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆江東区居住支援協議会を含め、福祉部門や住宅関連事業者との連携を更に強化し、民間賃貸住宅における高齢者・障害者等の安心居住の確保に向けた仕組みづくりに取り組む。また、公的賃貸住宅の建替え等に際し、居住者や地域のニーズに応じた施設整備を求める。◆住宅ストックの長寿命化への取り組みを支援・誘導する。また、既存住宅の適正な維持管理や改修・建替え等に係る計画策定を支援する。◆マンション建設指導による緑化・公開空地・歩道状空地の整備などを通じて、良好な住環境づくりを推進する。◆タバコのポイ捨てや歩行喫煙等の防止に向けて、既存事業の見直し・改善に取り組むとともに、新たな啓発手段を検討する。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・高齢者等住宅困窮者対策として、住宅ストックの有効活用を図る観点から、福祉部との連携はもとより、江東区居住支援協議会を通じた公的・民間住宅団体との連携を強化し、実効性のある仕組みづくりを進める。
- ・既存住宅の適正な維持管理支援について、高齢者等の区民ニーズやマンション実態調査結果を分析し、効果的な方策を検討する。
- ・関係部署との連携をさらに強化し、良好な住環境を推進する効果的な方策を検討する。

施策 30	ユニバーサルデザインのまちづくり	主管部長(課)	都市整備部長(まちづくり推進課)
		関係部長(課)	土木部長(河川公園課)

1 施策が目指す江東区の姿
年齢・性別・国籍の違いや、障害の有無等にかかわらず誰もが公平かつ快適に生活できるまちづくりが進められています。

2 施策を実現するための取り組み	
①ユニバーサルデザインに対する意識の啓発	ユニバーサルデザインに関する情報を積極的に発信するとともに、支えを必要とする人々との交流やふれあいの場を通して区民にユニバーサルデザインの考え方の理解が深まるよう努めます。また、小学校などで出前講座を実施し、手助けの行動につながる意識の定着を図ります。
②誰もが利用しやすい社会基盤整備への誘導・支援	民間の建築物等の建設・改築のときに、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくり条例による助言・指導を的確に行うとともに、改修への支援を行います。また、整備後の施設へボランティア等の協力を得てユニバーサルデザインの検証を実施します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・急速な高齢化と人口増加に伴い、高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等、支えを必要とする区民が増加している。 ・平成21年4月にユニバーサルデザインの考え方を理念とした東京都福祉のまちづくり条例が施行され、区民が日常生活の中でよく利用する物販・飲食・サービス業などにも新設・改修時の工事着工前の届出が義務付けられる対象となり、区民の身近なところで一層整備が促進されるようになった。 ・平成26年3月に東京都福祉のまちづくり推進計画(平成26～30年度)が策定され、ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりが推進されている。 ・区民への更なるユニバーサルデザインのまちづくり概念の浸透が求められている。 ・誰もが安全で安心して利用できる総合的または連続的なバリアフリー・ユニバーサルデザインの整備が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の建築物や公共施設の整備に伴い、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化が更に進む。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、江東区の湾岸エリアにユニバーサルデザインの視点に立った競技施設が多数新設される。また、国内外から多くの観光客が訪れることになるため、公共交通機関、競技施設、公園、道路などにおいて、ユニバーサルデザイン化された面的な整備が行われる。 ・国家戦略特区において道路空間の有効利用が検討されており、道路空間上に多言語看板の設置等の規制緩和が検討されている。 ・今後一層、誰もが使いやすく安心で安全な環境をつくるユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりが求められるため、ハード・ソフト両面からの整備を進める必要がある。
3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業	

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
119 ユニバーサルデザインの理念を理解している区民の割合	%	34.1						60	まちづくり推進課
120 この1年間で、1人で出かけた際に障害物などで不便に感じた経験のある区民の割合	%	60.0						40	まちづくり推進課
121 福祉のまちづくり条例適合審査・指導件数	件	33 (25年度)						40	まちづくり推進課
122 だれでもトイレの整備率	%	49 (25年度)						64	河川公園課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

	26年度予算	26年度決算	27年度予算	28年度予算
トータルコスト	84,299千円	78,668千円	82,628千円	121,786千円
事業費	51,003千円	48,052千円	52,984千円	89,150千円
人件費	33,296千円	30,616千円	29,644千円	32,636千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標120】1人で出かけた際に障害物などで不便に感じた区民の割合の目標値は40%で、過去5年間は増減を繰り返していた。平成22年度は65.6%、平成26年度は5.6%減の60%であり、大きな進展は得られていない状況である。東京都福祉のまちづくり条例及び江東区やさしいまちづくり施設整備助成により民間建築物のユニバーサルデザイン化を指導・誘導してきたが更なる取り組みが必要となっている。

【指標121】東京都福祉のまちづくり条例による施設整備の届出実績は平成23年度以降、目標値の40件前後を推移しており、直近4年間の実績を平均するとわずかに目標値を下回るが、新築・増改築による建築物のユニバーサル化は進展している。

(2) 施策における現状と課題

◆平成26年度は2020年東京オリンピック・パラリンピック開催または開催後のまちづくりに向けて、区民と区の協働によるワークショップ9回、フォーラム1回を開催した。また、区内のオリンピック・パラリンピック競技会場予定地周辺のまちあるきを行い、オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画策定に向け、ユニバーサルデザインの視点からまちづくりの方向性や具体的なプロジェクトを提案した。今後もオリンピック・パラリンピック開催に向けさまざまなテーマのワークショップを開催し、多くの区民の参加を募り、更に意識啓発を推進していく必要がある。◆平成26年度はやさしいまちづくり相談員（障害当事者も含めた区民にて構成）による出前講座の実施方法を検討・確立し、区内小学校7校での実施につなげた。平成26年度は3校で実施予定としていたが、更に多くの小学校で実施可能な体制となったため、平成27年度は6校で実施予定である。今後は出前講座のカリキュラムを精査するとともに実施対象の拡大を検討していく。◆東京都福祉のまちづくり条例に基づき、新築、改修される公衆便所を「だれでもトイレ」として、区内193箇所の公衆便所のうち平成26年度で100箇所整備、進捗率は51.8%と着実に整備が進んでいる。◆東京都福祉のまちづくり条例による施設整備の届出実績から新築・増改築による建築物のユニバーサル化は進んでいる。◆江東区やさしいまちづくり施設整備助成については、平成26年度は事業の運用方法を改定し、さらに事業内容の広報を強化した結果、2件の実績があがった。今後も引き続き事業の広報強化に努めることで、助成実績の拡大を図り、既存建築物のバリアフリー化を推進する。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆ワークショップについては、「江東湾岸エリアにおけるユニバーサルデザインまちづくり取組方針」によりテーマを選定・実施し、ハード・ソフト両面からのユニバーサルデザイン整備の充実を検討していく。平成27年度は、オリンピック・パラリンピック開催に向け、区内観光の誘導等を含め、亀戸地区、門前仲町地区等のまちあるきを行い、多様な視点からユニバーサルデザイン観光マップを作成する。来年度以降もコミュニケーション支援ボードの作成や多様な人々への必要な手助け（ボランティアなどによる人的サポート）などを検討していく。◆出前講座については、今後もやさしいまちづくり相談員が主体となり実施し、あわせて、対象を小学校のみでなく、中・高等学校、商店街、企業等への拡大を検討し、更にユニバーサルデザインの意識を普及させるために実施方法を検討していく。◆東京都福祉のまちづくり条例による施設整備の届出については、新築・増改築による建築物の適正なユニバーサル化を推進するために、引き続き指導・誘導を実施していく。◆既存の建築物のバリアフリー整備を助成する江東区やさしいまちづくり施設整備助成事業については、引き続き区報掲載などで広報を実施するほか、事業案内のチラシを作成し、広報を強化しバリアフリー整備を促進する。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価《区の最終評価》

・まちづくりにおけるユニバーサルデザインの意味とその必要性に関し、区民へのより効果的な啓発手法を検討するとともに、取り組みの実績等について区民にわかりやすく情報提供を行う。

・オリンピック・パラリンピック開催を見据えたユニバーサルデザインの事業展開について検討を行う。

・民間建築物にユニバーサルデザインを普及させるために効果的なPR方法や支援方法を検討する。

施策 31	便利で快適な道路・交通網の整備	主管部長(課)	土木部長(交通対策課)
		関係部長(課)	地域振興部長(地域振興課)、都市整備部長(都市計画課)、土木部長(管理課、道路課、施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿

利便性の向上とともに安全性・快適性の視点も取り入れられた交通体系が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み

①安全で環境に配慮した道路の整備	橋梁の長寿命化及び無電柱化を推進するとともに、都市計画道路を整備することにより、安全で快適な道路環境の創出を図ります。さらに、生活道路網の充実を図るとともに、環境負荷低減のため、歩道の透水性、遮熱性に配慮した道路整備や緑化を一層推進します。
②通行の安全性と快適性の確保	自転車駐車場の整備や放置自転車の撤去、自転車走行空間の整備検討や道路の不正使用の是正を進めることにより、安全かつ快適な通行空間を確保します。また、交通安全教育を実施することにより、自転車利用者等のルール、マナーの継続的な普及・啓発を図っていきます。
③公共交通網の充実	区の南北を結ぶ交通網の利便性を高めるため、地下鉄8号線(豊洲一住吉間)の早期事業化に向け、関係機関との協議・調整を図っていきます。また、区民の移動実態やニーズを把握した上で、バス網や新交通システムについても検討します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 急速に進む橋梁の老朽化と膨大な更新需要が発生 江東区無電柱化重点路線制定(平成21年6月) 臨海部の発展と人口の増加 高齢化 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例制定(平成25年7月施行)及び東京都自転車走行空間整備推進計画の策定に伴う優先整備区間の決定(永代通り・晴海通り・清澄通り一部) 自転車利用の増加 未整備の都市計画道路の早期整備、生活道路網や地域間ネットワーク化の充実要望 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定 城東地区の南北交通の充実要望 既成市街地(深川地区・城東地区)と臨海部を結ぶ交通手段の充実要望 	<ul style="list-style-type: none"> 管理橋梁のうち、建設後50年以上の橋梁が38%を占め、道路ネットワークの安全性と信頼性が確保されない。 南部地域の発展に伴う人口増加等により、歩行環境の悪化や交通渋滞が増加するとともに、駅周辺放置自転車が発生する。 高齢者や障害者の移動範囲が限定される。 自転車に係る、より充実した施策展開(走行空間・放置自転車対策・安全利用啓発・コミュニティサイクル)が求められる。 都市計画道路については、整備が進まなければ計画の見直しの要望が多くなる。 自動車交通量の増加に伴い、交通安全対策が求められる 移動の利便性が高まらない。 既成市街地(深川地区・城東地区)と臨海部の一体感が失われる。 放射鉄道路線の混雑状況が解消されない。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
123 無電柱化道路延長(区道)	m	16,948 (25年度末)						23,210	道路課
124 都市計画道路の整備率	%	92.3 (25年度末)						—	都市 計画課
125 交通事故発生件数	件	1,260 (25年)						—	交通 対策課
126 自転車事故発生件数	件	473 (25年)						—	交通 対策課
127 駅周辺の放置自転車数	台	1,874 (25年度)						1,510	交通 対策課
128 区内自転車駐車場の駐車可能台数	台	20,290 (25年度末)						22,910	交通 対策課
129 電車やバスで便利に移動できると思う区民の割合	%	59.0						66	交通 対策課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

	26年度予算	26年度決算	27年度予算	28年度予算
トータルコスト	7,274,214千円	6,499,893千円	5,128,538千円	6,247,577千円
事業費	6,590,517千円	5,871,828千円	4,453,263千円	5,552,940千円
人件費	683,697千円	628,065千円	675,275千円	694,637千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標123】平成26年度は、東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線無電柱化事業の予備設計を完了している。また、亀戸地区は平成27年度に完了予定であり、無電柱化が着実に進んでいる。

【指標124】都市計画道路は、極めて重要な基盤施設であることから、「第三次事業化計画」を定めて事業を進めており、今後もその方針に基づき整備が行われる。

【指標125】交通安全啓発事業の推進により、交通事故件数は年々減少している。

【指標127】駅周辺を自転車放置禁止区域とし、重点的に放置自転車の撤去を行っている。駅周辺の放置自転車数は減少傾向にあり、指標の目標値達成に向け、効果を上げているといえる。

【指標128】平成27年度より、江東区豊洲駅地下自転車駐車を開設し、南部地域の自転車駐車場の駐車可能台数の確保が進んだ。また、自転車駐車場の管理運営に従前から引き続き指定管理者制度を活用して、効率的、かつ効果的な機器やスペースの有効利用を行うことで、駐車可能台数の増えた自転車駐車場もあり、目標値の達成に向け、着実に進展しているといえる。

【指標129】平成26年度は、臨海部を中心にバス路線の充実が図られたが、調査結果は前年度とほぼ同じ値であった。本区の公共交通機関のうち最も分担率の高い鉄軌道について、平成27年度中の新設や大幅なサービスレベル向上は予定されていないため、今後も横ばいで推移すると考えられる。

(2) 施策における現状と課題

◆区内の橋梁・道路の老朽化により膨大な更新需要が見込まれるとともに、無電柱化や都市計画道路の早期整備が求められている。いずれの場合にも、バリアフリー化や耐震化、また遮熱舗装や緑化、ライフサイクルコスト縮減等、環境負荷低減を視野に入れた計画的実施が重要となってくる。◆平成24・25年度は公共土木施設災害復旧国庫負担金を活用した東日本大震災による液状化被害の本復旧工事を行ったが、道路復旧は、平成28年度に完了する見込みである。◆交通事故件数は減少傾向にあるが、近年、死亡事故を含む重大事故が多発している。◆豊洲新市場の開場やオリンピック・パラリンピック競技会場の建設等に伴う車両の増加が予測されることから、交通安全対策の一層の強化が必要である。◆自転車が公共交通とともに身近な交通手段として重要視されるようになってきている。一方で放置や自転車事故防止などの課題がある。◆地下鉄8号線（豊洲一住吉間）については、平成26年6月に次期答申に向け開催されている国の小委員会のヒアリングを受けたほか、平成27年3月に東京都が公表した、広域交通ネットワーク計画についての検討の中間まとめにおいて、整備効果が高いことが見込まれる5路線の一つとされるなど、国や都において本路線の整備効果等について検討が深められた。また、江東区地下鉄8号線建設基金の積立てを継続し、平成26年度末時点の累計額を25億円とした。事業化に向けては、引き続き事業主体間での調整や国・都等関係機関の理解と協力が不可欠である。その他バス網や新交通システムについても区民の移動実態やニーズを把握した上で、検討していく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆老朽橋梁の増大に対し、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、ライフサイクルコストを縮減した修繕を行う。◆液状化の影響により被災した道路の復旧は、平成28年度に完了する見込みで、歩道を中心に復旧工事を行う。◆無電柱化を推進し、災害に強い快適な歩行空間の確保を図る。◆老朽道路の改修時には、バリアフリー化を推進し、遮熱舗装や緑化の充実により環境対策を図っていく。◆未整備の都市計画道路について、早期整備に努める。◆交通管理者である警察署及び交通安全協会、学校等と連携して交通安全啓発事業を実施し、引き続き交通事故の減少を目指していく。◆交通安全啓発事業を実施するとともに、自転車走行空間の整備を進め、自転車事故件数の減少を目指していく。◆効果的・効率的な撤去体制により、引き続き放置自転車の減少を目指していく。◆南部地域の開発等にあわせ、駅周辺の自転車駐車を整備し、放置自転車が発生しないように努める。また、自転車駐車場の整備にあたっては、多様な整備運営手法を検討・導入していく。◆自転車施策に係る各事業を計画的かつ体系的に推進し、自転車を利用しやすい環境を整備する。◆鉄道、バス等の交通事業者と粘り強く協議を重ね、利便性の向上を図っていく。特に地下鉄8号線（豊洲一住吉間）については、東京都、国、営業主と想定される東京メトロと早期事業化に向け、調整を図っていく。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価《区の最終評価》

・各種施設の整備・改修について、昨今の労務費の上昇等による影響を十分に考慮した上で、長期計画に掲げた整備・改修計画の着実な実施を図るとともに、ライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。

・無電柱化事業については、整備対象と優先順位を明確にしたうえで整備を進める。

・引き続き地下鉄8号線延伸事業の早期実現に向けた取り組みを進めるとともに、区内の公共交通に関する区民の移動実態やニーズを把握し、利便性の向上に向けた関係機関との協議・連携を強化させる。

・国や都と連携し、自転車を利用しやすい環境の整備を進めるとともに、引き続き自転車利用者の事故防止やマナー向上に取り組む。

施策 32 災害に強い都市の形成	主管部長(課)	都市整備部長(建築調整課)
	関係部長(課)	総務部長(営繕課、防災課)、都市整備部長(地域整備課)、土木部長(管理課、道路課、河川公園課、施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿
地震や火災、洪水などの各種災害に強いまちが実現しています。

2 施策を実現するための取り組み	
①耐震・不燃化の推進	平成27年度までに区立施設の耐震化100%を目指します。また、江東区耐震促進計画の見直しに合わせ、緊急輸送道路沿道建築物や住宅、民間建築物の耐震化を促進するとともに、助成事業の充実を図ります。さらに、細街路の拡幅整備を進め、災害時における延焼防止並びに避難路の確保に努めます。不燃化の推進に関しては、都が進める不燃化10年プロジェクトの目標年次までに、区内すべての町丁目において、不燃領域率70%以上の達成を図ります。
②水害対策の推進	高潮等による水害を防ぐ態勢を強化するため、堤防施設等の耐震改修や下水道幹線整備の早期実現を目指します。また、集中豪雨対策としての雨水貯留・浸透施設の整備を推進するとともに、荒川洪水被害を最小限にとどめるためのハザードマップの充実や、水門・排水場等の適切な維持管理に努めます。
③災害時における救援態勢の整備	防災倉庫の改修や新設を進めるとともに、物資の輸送ルート確保に努めます。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災及び首都直下地震の被害想定の見直し等により、区民の耐震化・不燃化に対する関心はかつてない高まりを見せている。 細街路拡幅整備事業の申請件数は住宅等建築着工件数に左右され、整備延長の実績は一定していない。 平成24年12月に東京都建設局では東部低地帯の河川施設整備計画、港湾局では東京港海岸保全施設整備計画、下水道局では下水道施設の地震・津波対策整備計画が策定され、各施設の耐震化等が進められている。 地球温暖化等による局所的集中豪雨の増加対策のため、雨水流出抑制を進めている。 平成24年度に江東区大雨浸水ハザードマップを改定した。 平成27年度に江東区洪水ハザードマップを改定した。 臨海部を中心に人口が急増している。 東日本大震災以降、家庭での備蓄に対する意識が向上するとともに、区の備蓄物資に対するニーズが増加及び多様化している。 木密地域は、全般的に借地・借家人が多く、土地・建物の権利関係が複雑していることに加え、地域の高齢化が進んでおり、臨海部に比べ、市街地更新が進んでいない状況にある。このことから、区民からは、建て替え等を円滑に行うための制度設計や、地域の魅力を向上させ、市街地更新が円滑に進むような施策が望まれている。また、現在の北砂三・四・五丁目(不燃化特区事業)以外の地域に対する木密対策事業も区民から望まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進並びに、江東区耐震改修促進計画の見直しにともなう民間建築物(木造戸建・マンション等)の耐震助成制度の充実や、耐震改修済みの建物が増加することにより、区民の耐震化への関心が更に高まり、耐震改修の促進が見込まれる。 防災上重要な区立施設は、平成27年度までに目標の耐震化率を達成し、公共施設の耐震化は順調に進捗する。 台風の大型化やヒートアイランド現象が原因と考えられる局所的集中豪雨や土地の高度利用による地下空間の増加などにより浸水被害が増加する。 臨海部を中心に人口の増加傾向が続き、地区バランスを調整するために備蓄計画の見直しが必要となる。 備蓄物資の種類と量について、新たな災害の教訓や区民の多様なニーズに即した対応が必要となる。 木密地域においては、従来の道路や公園事業といった基盤整備事業の他に、地区計画を伴わない建蔽率の緩和や、建築基準法の緩和等の、個別の建て替え更新施策を適用する自治体が増えてきている。江東区においても、現状の施策のみでは不燃領域率の向上を大きく見込めないため、上記施策の適用を検討する必要がある。
3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業	

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
130	民間特定建築物耐震化率 (大規模建築物)	%	82 (24年度)						93	建築 調整課
131	民間特定建築物耐震化率 (特定緊急輸送道路沿道建築物)	%	81.9						100	建築 調整課
132	細街路拡幅整備延長	m	13,705.29 (25年度)						19,055	建築 調整課
133	不燃領域率70%以下の町丁目数		16 (23年度)						0	地域 整備課
134	浸水被害件数	件	21 (25年度)						0	河川 公園課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

	26年度予算	26年度決算	27年度予算	28年度予算
トータルコスト	2,531,260千円	986,287千円	2,503,743千円	2,232,667千円
事業費	2,395,730千円	861,374千円	2,292,377千円	2,026,361千円
人件費	135,530千円	124,913千円	211,366千円	206,306千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標130】民間建築物の耐震化については、江東区耐震改修促進計画の見直しをふまえ、進捗状況の把握に努めつつ、緩やかではあるが着実に耐震化率の目標達成に向かっており、更なる施策の充実により耐震化を促進する。また、特定緊急輸送道路沿道建築物については、耐震診断はすでに95%以上の物件で完了しており、引き続き東京都と協力して、耐震改修工事へ向けた所有者等への働きかけを進めていく。

【指標132】建築着工件数が増加傾向にあることから、細街路拡幅整備実績についても増加している。

【指標134】現時点では、時間50mm以上の局所的集中豪雨の場合、下水道の許容能力を超えるため、浸水被害は避けられない。なお、区内の下水道再構築事業等は進められているが、今般の記録的豪雨が全国的に報告されているように、浸水被害件数は今後増えることが想定される。

(2) 施策における現状と課題

◆民間建築物の耐震化については、耐震診断の申請件数は順調な伸びを示しているが、耐震改修工事は、資金不足や分譲マンションの管理組合員の合意形成の難しさから申請が伸び悩んでいる。◆細街路拡幅整備の整備延長は順調に推移しており、耐震改修工事においても細街路拡幅整備をPRしている。◆時間50mmを超える局所的な集中豪雨が多発する中、下水道整備については江東幹線整備等の再構築事業が進行中であるが、約500haと広い流域面積が完了して整備効果が現れるには時間がかかる。また、区と事業者、区民の協力による浸水対策として「江東区雨水流出抑制対策実施要綱」を定め指導を行っている。◆臨海部を中心とした人口の急増によって地区バランスが大きく変動する中、東日本大震災により明らかになったニーズや東京都の被害想定を考慮し、実態に則した備蓄物資等の配備体制の構築が必要である。併せて、増加する備蓄物資や資機材等の保管場所の確保と、区外からの救援物資等の集配所としての機能を持つターミナル型防災倉庫の必要性が高まっているため、江東区中央防災倉庫の整備を進めている（平成27年8月供用開始予定）。◆北砂三・四・五丁目地区においては、目標である不燃領域率70%を達成するため、平成26年度においては、新防火地域・防災再開発促進区の指定、老朽建築物の適正管理条例の施行を行ったことに加え、老朽建築物の除却や戸建て建て替え促進、約1,000件の戸別訪問、現地相談ステーションの運営を行い、助成対象となる建築物の確認件数は着実に伸びている状況である。平成27年度は、より老朽建築物の除却や建て替え促進を図ると共に、公園、道路、建て替え誘導策等の総合的な施策を進めていくため、庁内で不燃化まちづくり検討会議を立ち上げ有効な施策を検討し、より災害に強い街をつくっていく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆新たな被害想定を踏まえ、耐震改修の重要性を啓発していく。◆特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修工事について、東京都とともに働きかけを強める。また、平成27年改正の江東区耐震改修促進計画を踏まえた住宅や民間特定建築物の耐震化を促進させる。◆細街路拡幅整備事業の促進により、狭あい道路の拡幅を進め、避難路の確保を図る。◆下水道整備事業を受託し、再構築事業を促進させる。◆不燃化特定整備推進地区制度により、木造住宅密集地区における不燃化を促進させる。◆人口増加による地区バランスの変動や最新の被害想定を考慮しながら、備蓄物資の種類と量の見直しと、それに伴う防災倉庫の配備計画を進める。◆北砂三・四・五丁目地区における不燃化をより促進させるため、現行の助成制度に加え、建築基準法の緩和やポケットパークの整備等の検証を行っていく。◆都が進める不燃化10年プロジェクトの目標年次までに、不燃領域率70%の達成が困難な北砂三・四・五丁目地区以外の町丁目に関しては、現在行っている不燃化特区推進事業における有効な施策を順次分析し、適用していく。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・既存事業の着実な実施に加えて、近年明らかとなった災害リスク等に係る区民への的確な情報提供及び国・都との役割分担による各種災害への対応を進める。
- ・民間建築物耐震促進事業について、耐震改修工事につながる効果的な方策を検討する。
- ・近年多発している局所的な集中豪雨に関し、都と連携をしながら、雨水流出抑制対策の着実な実施を図る。
- ・木造住宅密集地区における不燃領域率70%の実現に向け、不燃化特区における事業の進捗状況や区民ニーズ等の分析を行ったうえで取り組みを推進する。

施策 33 地域防災力の強化	主管部長(課)	総務部長(防災課)
	関係部長(課)	総務部長(危機管理課)、福祉部長(福祉課)

1 施策が目指す江東区の姿

区民の防災意識の向上と、地域における防災活動や災害時における救助救援体制等の確立により、地域防災力が強化されています。

2 施策を実現するための取り組み

①防災意識の醸成	「防災マップ」「防災パンフレット」等の作成・配布及び総合防災訓練の実施による啓発活動を推進し、区民の防災に対する意識の高揚を図ります。
②災害時における地域救助・救護体制の整備	継続的に防災訓練を行い、区・防災関係機関・災害協力隊の連携を強化するとともに、災害協力隊の活動や自主防災訓練への区民参加を促進し、災害時対応の習熟を図ります。臨海部においては、大規模集合住宅に重点を置いて災害協力隊の新規結成に向けた啓発活動を促進します。また、避難行動支援プランに基づき、避難行動要支援者の避難体制の整備を図ります。
③災害時の避難所等における環境整備	高齢者、乳幼児等の要配慮者の幅広いニーズに応えるために、質を考慮した食料品や生活必需品、資機材の整備充実を図ります。また、避難所の充足を図るとともに、災害時の緊急情報を迅速に伝達するために、南部地域を含めて防災行政無線を効率的・効果的に整備します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月に東京都から「首都直下地震等による東京の被害想定」が公表された。 南部地域を中心として大型マンションの建設が増え、人口が急増している。 町会・自治会活動者の高齢化が進んでいる。 平成25年度に災害対策基本法が改正され、自助・共助の重要性が改めて示された。また、共助の理念に基づく取り組みの一つとして、避難行動要支援者名簿の作成が区市町村に義務付けられた。 近年の災害の教訓や法改正等を踏まえ、中央防災会議において防災基本計画の修正が、また、東京都防災会議においては東京都地域防災計画の修正が随時行われている。 世界各地における大規模災害の発生に加えて、首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生リスクも年々高まっているため、行政機関が講じる防災対策(公助)の強化を求めている区民の要望が多くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 新しい集合住宅住民の町会・自治会加入率の低下や町会・自治会活動者の高齢化により、災害協力隊が弱体化する。 地域コミュニティの紐帯が希薄化し、自助・共助の活動が損なわれる。 高齢化に伴い避難行動要支援者名簿への登録者数増加が見込まれる。 大地震の発生リスクが更に高まり、区民の要望がより多岐にわたることが見込まれる。 東日本大震災からの時間経過などによって一部の区民の間では意識が低下し、防災意識の二極化が進行するおそれがある。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

災害対策基本法(第42条)において、市町村は国の防災基本計画に基づいて地域防災計画を作成し、毎年検討を加えることが定められているが、その場合に都道府県の地域防災計画に抵触してはならず、地域防災計画を作成し、又は修正するときは、速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

4 施策実現に関する指標

	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
135 家庭内で防災対策を実施している区民の割合	%	52.9						70	防災課
136 避難場所・避難所を理解している区民の割合	%	78.4						90	防災課
137 自主防災訓練の参加者数	人	38,184 (25年度)						40,000	防災課
138 災害情報の入手方法が充実していると思う区民の割合	%	44.5						55	防災課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

	26年度予算	26年度決算	27年度予算	28年度予算
トータルコスト	509,463千円	456,653千円	485,217千円	514,059千円
事業費	352,776千円	312,574千円	333,048千円	352,917千円
人件費	156,687千円	144,079千円	152,169千円	161,142千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標135】家庭内で防災対策を実施している区民の割合は、東日本大震災の発生等を受け平成22年度の39.6%から平成23年度は57.7%に急伸している。その後は、平成24年度の58.1%をピークとして平成25・26年度は共に52.9%と若干下落している。目標値まで17.1%のギャップがある一方、東日本大震災発生からの時間的な経過等の要因により、数値が遞減傾向に推移することが懸念される。家庭内での防災対策の実施に関して、本区では防災用品のあっせん、防災マップを始めとする各種パンフレット類の配布、ホームページにおける啓発等の取り組みを行っている。

【指標136】避難場所・避難所を理解している区民の割合は、平成22年度の74.6%から通増し、平成24年度の78.9%をピークとして平成26年度は78.4%と、ほぼ横ばいの状態が続いている。区民に対する避難場所・避難所の啓発に関して、本区では防災マップを外国語版（英・中・韓）を含み配布しているほか、近年のスマートフォンの普及を踏まえ、平成25年度よりスマートフォン用アプリケーション「江東区防災マップ」の配信等の取り組みを行っている。

【指標137】自主防災訓練の参加者数は、平成22年度の24,829人から平成23年度は32,207人に急伸している。これは東日本大震災の発生が大きく影響しているものと推察される。以降も数値は進展を続け、平成25年度は38,184人、平成26年度は39,602人に達している。災害協力隊等による自主防災訓練の実施に関して、本区では参加記念品の支給等の支援を行っている。また、災害協力隊の活動に関しては、新規設立の啓発、被服・資機材等の貸与、活動助成金の支給、活動マニュアルの配布などの支援を行っており、災害協力隊数の増加が訓練参加者数の増加に繋がっている側面もあるといえる。

【指標138】災害情報の入手方法が充実していると思う区民の割合は、東日本大震災を受け平成23年度に前年度比4.6ポイント減の27.7%と一旦下落したものの、防災行政無線拡声子局（スピーカー）の増設、こうとう安全安心メールでの災害情報の配信（平成23年度）、防災関連ツィッターの運用（平成24年度）など災害情報伝達手法の多様化に取り組んだ結果、以降は上昇に転じ、平成26年度は44.5%と過去最高となった。

(2) 施策における現状と課題

◆東日本大震災の発生以降、国・都などの各主体においては、その教訓等を踏まえる形で各種計画・マニュアル類の策定・修正を繰り返し実施しており、本区においてもこれらの動向を踏まえながら江東区地域防災計画の修正、震災復興関連条例の制定、各種マニュアル類の策定や修正等を随時行っている。◆平成24年度・25年度の2度にわたる災害対策基本法の改正に伴い、自治体を始め各防災関係機関では、新たな計画下での体制整備を推進している。特に、法改正によって明文化された避難行動要支援者名簿について、本区では平成26年度に作成し、当名簿に基づく避難支援体制の強化に向け、災害協力隊等の地域団体による要支援者に対する訪問調査の実施を推進している。区内全域における取り組みの定着が今後の課題である。◆自主防災組織（災害協力隊）の母体となる町会や自治会活動が高齢化により停滞傾向にある反面、東日本大震災での教訓から、自助・共助の果たす役割の重要性が改めてクローズアップされており、共助力の源である地域コミュニティの活性化が課題となっている。平成25年度から、区立小中学校（拠点避難所）を中心とした地域連携体制の強化を目的として、学校・区・災害協力隊等で構成する「学校避難所運営協力本部連絡会」を各学校単位で実施しており、積極的かつ継続的な活動が求められる。◆国内外で地震等の災害が多数発生しており、その都度、区民の防災意識は高まりを見せ、防災・減災に向けた行政の取り組みに対し絶えず改善が求められている。本区においても、災害に脆弱な地勢や人口の増加等の環境変化も踏まえながら、対策の一層の充実を図っていかねばならない。◆災害情報の伝達体制の整備について、平成25年度に防災行政無線の拡声子局を7か所増設するとともに、気象特別警報などに対応した防災行政無線等を自動で起動する改修を行った。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆江東区地域防災計画（平成26年度修正）に沿って、現行対策の充実を基本に、東日本大震災の教訓や災害対策基本法を始めとする諸法令・計画を踏まえた一層の防災・減災対策の充実を図る。◆多岐にわたる取り組みの中でも「地域防災力向上」を最重点課題に掲げ、主に地域連携体制の構築、避難行動要支援者対策、避難所運営体制の強化、備蓄物資の整備、災害時協定の締結、防災に関する啓発活動等を着実に進めていく。◆計画的な備蓄物資の供給を図るための防災倉庫や格納庫等の整備、災害情報伝達手段の整備・充実など、長期計画上の主要な計画にも位置付け、ソフト・ハード両面から様々な取り組みを積極的に推進していく。◆区内居住者だけでなく在勤・在学者や来街者にも災害時の緊急情報を伝達するため、臨海地区を含む南部地域に防災行政無線を設置していく。多言語対応など災害情報伝達手法の研究、検証を引き続き行っていく。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価《区の最終評価》

・新規集合住宅への啓発活動・防災対策の整備について、引き続き地域特性を踏まえた有効な方策を検討するとともに、区民の防災意識の向上について取り組みを推進する。

・江東区地域防災計画に基づき、災害時における地域救助、救護体制の確保や高齢者等災害弱者に対する具体的対応策、民間との役割分担や協働体制の検討など、区として取り組むべき課題について、着実に実施する。

・多言語情報伝達のための仕組みづくり等、東京2020年オリンピック・パラリンピックに向けて増加する外国人観光客にも安全なまちづくりを進める。

施策 34 事故や犯罪のないまちづくり	主管部長(課)	総務部長(危機管理課)
	関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿

区民と区が連携した防犯対策により、安心して暮らせる安全なまちが実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

①防犯意識の醸成	生活安全ガイドブックの配布、地域における防犯のつどいや防犯教室、学校施設等での安全教室の開催等により、防犯に対する啓発に努め、防犯意識の高揚を図ります。
②地域防犯力の強化と防犯環境の整備	防犯パトロール団体への支援体制の強化や、団体間ネットワークの構築による地域防犯力の強化により、積極的な防犯活動を促進します。また、江東区パトロールカーでのパトロール活動を強化し、安全安心まちづくり推進地区への防犯カメラ設置を推進します。さらに、こうとう安全安心メールの活用などにより、犯罪の未然防止と発生時の迅速な対応を図ります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 区内の刑法犯認知件数は、平成21年の6,675件から平成26年の5,710件と、5年間で965件減少している。 区内の刑法犯認知件数が減少する中で、「自転車盗」は全体の約38%を占め、平成26年で前年比437件の増加であった。 高齢者を狙った「振り込み詐欺」や「オレオレ詐欺」など特殊詐欺の被害は、区内・都内では減少したものの全国では平成26年に過去最悪を更新するなど厳しい状況にある。 新しい住民の町会・自治会への加入率低下と町会・自治会活動者の高齢化が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 区内の刑法犯認知件数が増加に転ずる。 高齢者人口の増加により、高齢者を狙った「振り込み詐欺」や「利殖商法」「悪質商法」「ひったくり」等の被害が増加する。 新しい住民の町会・自治会への加入率の低下や町会自治会活動者の高齢化により、自主防犯パトロール活動が停滞する。 インターネットやスマートフォン、タブレット端末等の通信機器の普及に伴った新たな手口の詐欺被害等が増加する。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
139 治安が悪いと思う区民の割合	%	13.5						—	危機管理課
140 区内刑法犯認知件数	件	5,350 (25年度)						—	危機管理課
141 こうとう安全安心メール登録者数	人	13,395 (25年度)						19,400	危機管理課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況				
	26年度予算	26年度決算	27年度予算	28年度予算
トータルコスト	83,660千円	77,662千円	150,103千円	157,196千円
事業費	73,867千円	68,657千円	135,281千円	141,898千円
人件費	9,793千円	9,005千円	14,822千円	15,298千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標139】 区民アンケートによる体感治安の調査では、22～26年度の平均で15.2%、26年度は13.5%であるので、治安が悪いと思う区民の割合は減少してきている。

【指標140】 区内刑法犯認知件数（警視庁が被害の届出等によりその犯罪発生を確認した区内の件数）は、16年の8,280件から25年の5,350件まで一貫して低下傾向にあったが、平成26年は5,710件で360件増加した。増加の原因は自転車盗が25年の1,753件から26年の2,190件と437件増加したことが大きい。

(2) 施策における現状と課題

◆自転車盗を除くと区内刑法犯認知件数は減少傾向にあり、江東区の治安はおおむね良好と言える。◆刑法犯認知件数の約38%を占める「自転車盗」の発生件数は26年に大きく増加した。「自転車盗」の被害防止に向けた啓発等が必要となっている。◆区民の防犯に対する意識の向上から、防犯パトロール団体の登録も順調に増加しており、多くの町会・自治会・PTAが登録している。新規団体設立の働きかけだけでなく、活動しているパトロール団体に対しても、区から迅速・具体的な情報発信などを行い、活動の活性化への支援が求められる。◆東京都の補助事業を活用した、町会・自治会・商店街への防犯カメラ設置費補助金による区内の防犯カメラの稼働台数は、24年3月末の5地区85台から、26年3月末で16地区211台に大きく増加した。◆高齢者人口の増加などにより、「振り込め詐欺」など高齢者を狙った犯罪被害は減少には至っていない。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆年2回開催の「生活安全対策協議会」を通じ、関係機関・部署との一層の連携を図り、安全安心なまちづくりに向けた取り組みの方向性を決定し、実施していく。◆「江東区生活安全行動計画」に対応した進捗管理を行い、取り組みの方向性や具体的進捗状況を年度毎に把握する。◆防犯パトロール団体の活動の活性化を図るため、パトロール資機材の貸与などのほか、「防犯パトロールリーダー研修会」を開催し、防犯や犯罪被害防止についての情報発信や啓発などソフト面での支援を行う。◆町会・自治会・商店街などの街頭防犯カメラ設置を補助し、「自転車盗」「車上ねらい」「ひったくり」などの屋外での犯罪が起こりにくい環境を整備する。◆高齢者世帯を中心に、「振り込め詐欺」など電話を使った特殊詐欺の被害を防ぐための啓発を強化する。◆こどもの安全安心に関わる不審者情報や犯罪発生情報を知らせる「こうとう安全安心メール」は防犯意識醸成に資する事業であるので、関係機関に登録勧奨の協力を求めるなど引き続き登録者の拡大に努める。

7 外部評価委員会による評価		
①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
エ	A	体感治安の数字は重要であり、その向上が見られる。
オ	A	施策実現指標の数値は比較対象値が出そろっておらず、指標も状況観察指標であるため、現時点では成果があがっているかどうかは十分に判定できない。ただし、課題設定は明確かつ適切であり、状況推移を着実に検証していくことで持続的な成果実現が期待できる。
カ	A	体感治安の指標について、区民アンケート結果では、体感治安は改善している。ただし、地区別にみると、数値のばらつきはあるようであり、要因について検討し、対応できる項目が無いのか検討することも有用ではないかと考える。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
エ	A	街頭防犯カメラの設置をてこに、地域の取り込みと必要な調整を進めることができているように見受けられ、適切と考えられる。
オ	A	社会状況に的確に対応している。ただし「地域防犯」に関する区民ニーズの具体的な分析の必要がある。特に新区民が多い南部地域においては、防犯環境整備に関する意向把握が必要である。仮に、「防犯は行政が100%公共サービスとしてやるものだ」という考えが大勢とすれば、これをどう考えるか抜本的対策が必要となる。
カ	A	要望への対応および防犯効果を高めるための支援が行われている。地域防犯力の強化に関して、防犯パトロール団体の登録数も取り組みの成果として順調に増加している。ただし、町会・自治会の加入率低下している状況もあり、地域での共助の仕組みづくりをどのように区として関与していくのか、施策横断的に考える必要がある。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
エ	A	連携に十分な目配りがされている。
オ	A	警察や消防、消費生活センター等の連携、何より区民との連携についての確にチャンネルを構築しようとしていると評価できる。今後、より緊密な学校教育カリキュラムとの連携を期待したい。子ども世代からの地域社会における犯罪を巡る法教育なども含め、子ども世代から地域全体に伝播する形で地域防犯力の向上を実現する発想が重要だと考える。
カ	A	警視庁の担当領域(犯罪の取締まり)と区の役割分担がなされている。区の役割としての防犯意識の醸成、地域防犯力の強化、防犯環境整備については適切に取り組まれている。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
エ	A	限られた体制でこまごまと作戦をすすめていることに敬意を表する。
オ	A	危機管理課の限られた人員ではあるが、課題・目標設定を明確にして施策推進に取り組んでいることを高く評価したい。地域防犯力が本施策のキーワードであるので、そのベースインフラともいえる自治会・町会加入の推進方策など必須となる「共助」仕組み作りを区内横断的に進める、その火付け役としての役割も期待したい。
カ	A	所管課が直接実施している取り組みについては、関係機関と連携し概ね適切に実施されている。人口構成が変化している中で、地域での共助の仕組み作りをどのように区として関与していくのか、所管部署のみではなく施策横断的に考える必要がある。
その他		

《参考》 外部評価モニターの評価

S	A	B	C	無回答	計
3人	10人	0人	1人	1人	15人

8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

・自助・共助により地域の安全安心を高めることが本施策の目的であるが、高齢化の進展や、新規集合住宅の増加に伴い、町会・自治会の加入率が低下する中、地域コミュニティによる地域防犯力の向上に対し、区の役割について引き続き検討を進め、効果的かつ具体的な事業展開を図る。

・地域における防犯環境の整備について、区民ニーズの分析や内容把握に努める。

・庁内はもとより、教育機関やその他関係機関との連携をさらに強化し、共助の仕組みづくりに取り組むとともに、本施策に関する様々な取り組みを体系的に明らかにし、周知を図る。

計画の実現に向けて	1	区民の参画・協働と開かれた区政の実現	主管部長(課)	政策経営部長(企画課)
			関係部長(課)	政策経営部長(広報広聴課)、総務部長(総務課、経理課)、地域振興部長(地域振興課)

1 目指すべき江東区の姿

区、区民、NPO、ボランティア、事業者等が情報を共有しながら主体的に参画・協働することで、行政サービスの質の向上が図られるとともに、透明性と公正さを兼ね備えた行財政運営が行われています。

2 計画を実現するための取り組み

①区民参画と協働できる環境の充実	区民同士が交流する機会や場を創出するため、協働推進へ向けた環境整備を図り、参画・協働の基盤を整えます。また、地域で活動するさまざまな団体を支援し、行政活動への参画や協働を促進します。
②積極的な情報提供・共有と透明・公正な行財政運営	公文書館における保存及び利用を含む、公文書等のより一層の適切な管理と情報公開・個人情報保護制度の更なる充実を図るとともに、区報をはじめとする情報媒体について、区・区民双方向からの情報発信ができるものにするなど、より効率的な活用を図ります。さらに、総合評価方式の確立など、契約制度の充実を推進します。

3-1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法改正を受けて個人情報保護条例の大幅改正を行い、個人情報保護を厳格化した。 情報公開コーナーの設置により、区民から要望の多かった情報を提供する環境が整った。 区に寄せられる意見・要望の件数は、東日本大震災発生の影響で平成22・23年度は非常に多かったが、現在は震災発生前と同程度となっている。 新聞購読率の低下から、平成22年度より区報等の配布方法を新聞折込から戸別配布に変更した。 情報通信技術の急速な普及・発展に伴い、SNSをはじめとして、多様な情報媒体による情報発信が可能となっている。 平成22年度より、市民活動団体等から区と取り組む協働事業の提案を受ける「江東区協働事業提案制度」を導入した。 平成23年9月、「江東区コミュニティ活動支援サイト ことこみゅネット」を開設した。 	<ul style="list-style-type: none"> 行財政改革の推進により、指定管理者制度等民間事業者による区民サービス提供の機会が増える。そのため、これまで以上に適切な個人情報保護に向けた体制構築が必要となる。 区民のニーズは多様化しており、今後も引き続き、区には様々な意見・要望が寄せられると予測される。 行政事務(番号法等)の増加に伴い、流通される情報量が増えれば、その情報に含まれる個人情報について漏えい等のリスクも高まるため、より一層の適切な管理が求められる。 情報伝達手段が一層多様化する中、各媒体の特性を活かしながら、効果的・効率的に区政情報を発信していく必要がある。 町会・自治会、NPO・ボランティア等市民活動団体や事業者の地域における公益的活動がさらに活発化する。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 計画実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
142 江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合	%	16.2						0	企画課
143 区の協働事業の数		134 (25年度)						—	地域振興課
144 公募による区民参加を行っている審議会・協議会等の割合	%	28.6 (25年度)						33	企画課
145 1日当たりの区ホームページアクセス件数	件	45,334 (25年度)						54,000	広報広聴課
146 区が提供する広報媒体で区政情報を取得したことがある区民の割合	%	88.2						100	広報広聴課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 コストの状況

	26年度予算	26年度決算	27年度予算	28年度予算
トータルコスト	521,938千円	472,894千円	536,263千円	577,105千円
事業費	361,177千円	324,858千円	366,127千円	396,428千円
人件費	160,761千円	148,036千円	170,136千円	180,677千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 計画実現に関する指標の進展状況

【指標142】江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合は、各種情報提供や区民協働の推進等により、平成23年度の14.0%から25年度は12.6%にまで改善したが、26年度は前年度に比べ3.6ポイント悪化した。26年度は「聞かせて！あなたのオリンピック・パラリンピック」と題し、区民からアイデアを直接聞くイベント（参加者821人）を行うなど、様々な方法で開かれた区政の実現に取り組んでいる。

【指標143】区の協働事業数は、平成22年度から23年度に大きく増加し、その後は横ばいの状況にある。平成22年度から23年度に増加した要因としては、平成22年度より、協働の視点を掲げた長期計画（前期）がスタートするとともに、区の協働に関する考え方をまとめたことが、協働事業数の増につながったものと考えられる。一方、その後の状況では、市民活動団体数が増加傾向にあるように、市民活動団体の活動領域は拡大し、自主的に地域課題に取り組む団体が増えていることや、協働に適する区の事業数の状況などから、大きな変動がない状況となっている。このような状況において、協働事業提案制度の実施や職員、区民、市民活動団体など、それぞれの対象に合わせた研修、啓発セミナー等を適宜開催し、継続的な協働の理解・推進に取り組んでいる。

【指標144】公募による区民参加を行っている審議会・協議会等の割合は、平成22年度の25.9%から少しずつ増加し、25年度で28.6%となったが、公募委員の参加していた会の廃止や休止などにより、26年度は25.0%に減少した。

(2) 現状と課題

◆「江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合」は、平成26年度で前年度より若干悪化した。目標値の達成のため、各事業における情報提供方法・情報公開範囲・区民との協働の余地等を検証し、一層の協働推進施策の推進と区政の透明性の確保を図ることが必要である。◆情報提供については、東日本大震災を契機に、災害時に迅速かつ信頼できる情報提供が行える体制の構築が強く求められている。これを受け、これまでに災害時における区報の配布協力体制の構築やホームページの更新方法の変更等を行い、災害時対応の強化を図った。◆協働推進施策の推進は、多様化・複雑化する区民ニーズに対応し、更なる区民満足度の向上を図るといった観点からも強く求められており、町会・自治会、NPOやボランティア等、地域で活発に活動している市民活動団体等の柔軟な発想や専門性を公共サービスに取り入れる仕組みの浸透を図り、公共サービスの新たな担い手を育成する必要がある。市民活動団体等と区が地域の課題解決や発展に取り組む協働を推進するために、必要な環境の整備が求められている。◆行政事務（番号法等）の増加に伴い、流通される情報量が増えれば、その情報に含まれる個人情報について漏えい等のリスクも高まる。いったん漏えい等が発生すれば、行政に対する区民の信頼を損なうばかりでなく、多額の損害賠償を負うことになるため、より一層の適切な管理が求められる。◆契約制度のうち総合評価方式については、3年間の試行実施において不良不適格業者の排除と区内業者の支援・育成に一定の成果が見られたことから、平成24年度より本格実施している。◆公文書等については適切な管理に努めているところであるが、公文書管理法の趣旨にのっとり、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に向けた取組等が必要である。

(3) 今後5年間の取り組みの方向性

◆請求によらない積極的な情報提供、外部監査等、区民に対する説明責任を十分に果たし、区政の透明性を確保する取り組みを着実に進める。◆情報提供については、引き続き、年齢・ライフスタイル・情報機器の有無にかかわらず、区民に必要な情報が伝わる仕組みづくりを検討する。◆「協働」に対する区の姿勢を明確にするため、平成22年3月に策定した「江東区における区民協働推進に関する基本的考え方」を職員の共通認識とし、全庁的な協働推進への取り組みを継続する。◆「協働事業提案制度」や江東区コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」の運用により、団体の活動の場の拡大、職員の意識改革及び地域における協働意識の醸成を図っていく。◆平成26年3月、協働推進中間支援組織について、整備する機能と担うべき運営主体について意見をまとめたことから、開設へ向けスケジュール化を図っていく。◆「江東区区民協働推進会議」において、専門家、区民等の視点を取り入れながら区の協働推進施策の検討を行っていく。◆審議会・協議会については、公募委員の参画が可能か精査し、積極的に公募委員を増やす取り組みを実施する。◆特定個人情報の管理等については、全庁的な研修を行うなど、より一層の適切な管理を行っていく。◆契約制度については、社会経済情勢の変化や市況の動向等を注視し、引き続き時代に応じた適正な運用・改善に努める。◆区政を適正かつ効率的に運営し、現在及び将来の区民に対する説明責務を果たすため、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用を含めた公文書等のより一層の適切な管理を図っていく。

7 外部評価委員会による評価		
①施策の目標に対し、成果はあがっているか		
委員	評価	評価の理由
ア	A	江東区政が区民に開かれていないと思う区民の割合、区の協働事業の数、公募による区民参加を行っている審議会・協議会等の割合といった指標が、評価を行う上で適切なものか、また、いかなる基準をもってその数値を評価するのか、など、今後詰めるべき点が多く、現時点で十分な評価を行うことは難しい。
イ	B	参画と協働をキーワードにした新しい公共サービスの提供の方法を通して、区民ニーズに対応した行政サービスを提供する仕組みを構築していこうとしている点は評価できる。しかし、参画と協働はなぜ行うのかという目的の明確化が必要である。
ウ	B	長期計画の実現に向けての3施策の1つであるとの説明であるが、内容が混在している。この施策シートの中で内容を説明できる資料でないといわづらぬ。特に「行政運営」を目的のように表現するのではなく「区民の参画・協働」さらには「区民協働の推進」とした方が施策の指標と合っていると感じる。
②区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか		
委員	評価	評価の理由
ア	A	区民の参画・協働について、区側は何を目的とし、如何なる状況にあればそれが実現できたと考え、区民の側は参画・協働の意味をどう考え、そこに何を期待しているのか、あるいは期待していないのか、その点を明確にする必要がある。
イ	A	江東区区民協働推進会議や公募委員の拡大など、参画、協働、開かれた区政のための施策が講じられ、区民ニーズ等に対応しようとしている点は評価できる。しかし、目指そうとしている姿が不明確なので、どのような関わり方をすることが目標の達成につながるのかがわかりにくく、事業が拡散する危険もあるので、どのような取組をすることが行政サービスの質を高め、施策の目標達成につながるのかを考えながら事業の推進にあたることを期待したい。
ウ	B	区民の参画というニーズがどのくらいあるのか、また区が主導的にやりたいのかが分かりづらいつと感じた。区民参画であれば、まず区長や区議会議員選挙の投票率の向上と行政に対する関心を持ってもらうことの指標が望ましいし、社会状況に対応した取り組みになると感じた。
③区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か		
委員	評価	評価の理由
ア	A	区民の協働・参画という横断の課題設定に対して、区民との協働や国・都との役割分担が適切か、という問いはやや違和感がある。他の施策と同じような観点で評価するのが良いのか、再検討していただきたい。
イ	A	参画、協働の手立ては多様に用意されている点は評価できる。今後は、なぜ参画、協働が必要なのかということの目的の明確化と、その目指す姿という目標の設定を明確にした上で、誰がどのように関わることが公共サービスとしての質を向上させることにつながるのかを考え事業の選定を行うと共に、その事業の成果を検証しながら進めてほしい。
ウ	B	コミュニティの活性化と区民との協働を同時に考えていく必要がある。区自体の財政が地方に比べて豊かなことがデメリットになっているようだ。この施策は区民や区が知恵を絞ってまちづくりをする上での基本である。このような啓発が必要であり、そのためには選挙に関心を持ってもらい、住んでいる区への愛着を得ることから始める必要がある。特に中間支援組織などの設置はお金で解決するようなイメージがあり、これで協働の仕組みを構築するのではなく、職員自らが区民と向き合っていく施策が必要である。
④施策の総合評価		
委員	評価	評価の理由
ア	A	参画、協働、開かれた、といった用語は誰もが反対しないポジティブな表現であるが、何のための参画、協働であり、何をもってその実現度合いを評価するのかについて、今後十分に議論を深めることを期待したい。また、開かれた区政については、どのように努力しても一定程度は「開かれていない」と思う区民がいるはずである。何をもって「開かれた」とするか、その考え方を議論し、明確にすることが大切だと思う。
イ	A	新たな公共サービスの担い手の育成という点は今後の行政の在り方を考える上で重要な視点である。新しい行政モデルの構築を江東区として実現することに期待したい。中間支援組織の在り方については、機能の検討と共に、それに適した独立性を担保した仕組みにすることが、新たな公共サービスの担い手を育成する上で必要である。
ウ	A	このような施策の充実が難しいと感じる。最終的には区民と職員の意識改革が必要である。区としては公募による市民参加やわかりやすい情報提供など、地道な活動を通じて施策の実現を図る必要がある。区として、やらなければならないという気持ちは評価できる。
その他		
このような外部評価委員のヒアリング、外部評価モニター、傍聴の区民をまじえての評価は素晴らしいと感じる。さらに充実させるには、外部モニターの意見や外部評価の意見を取りまとめて、例えば1週間後にポイントを絞ってもう一度話し合う機会があれば、さらに充実したものになるのでは感じた。日程的な制約もあるが、重要な施策は複数回の議論を行うことができれば、区民もいろいろな意見がでてくると思う。		

《参考》 外部評価モニターの評価

S	A	B	C	無回答	計
1人	5人	5人	1人	0人	12人

8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

・庁内における協働の取り組みを拡大していくため、協働の目的を明確化した上で、職員に対し具体性を持った協働意識の定着を図る。

・外部評価を含む、行政評価システムの着実な実施・活用に引き続き努める。

・様々な広報媒体を効果的に活用するとともに、請求によらない積極的な情報提供を進め、区民に対する説明責任を十分に果たし、区政の透明性を確保する取り組みを進める。

計画の実現に向けて	2	スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営	主管部長(課)	政策経営部長(企画課)
			関係部長(課)	政策経営部長(広報広聴課、情報システム課)、総務部長(総務課、職員課、経理課、営繕課)、地域振興部長(地域振興課)、区民部長(区民課)、都市整備部長(住宅課、建築課、建築調整課)、土木部長(管理課)、教育委員会事務局次長(学校施設課)、監査事務局長(監査事務局)

1 目指すべき江東区の姿
江東区を取り巻く環境が急激に変化する中でも、不断の改善により効率的な行財政運営が行われています。

2 計画を実現するための取り組み	
①施策・事業の効率性の向上と行政資源の有効活用	アウトソーシングの進捗状況について、定期的な検証を行うとともに、民間活力の積極的な活用により職員定数の適正化を図ります。また、行政評価システムの活用や、指定管理者制度の検証と活用、PF等の民間開放手法の検討などを進めます。さらに、新公会計制度の活用など、多様な経営管理手法の検討と活用を図るとともに、各施設の適切な改修等を行います。
②状況変化に柔軟かつ迅速に対応する組織体制の確立	さまざまな行政需要に対応できるよう、常に組織体制の改善を図るとともに、横断的な連携・協力体制が図れる組織を確立します。
③政策形成能力を備えた職員の育成	職員による自主的な調査・研究の促進や、職員の国及び他団体への長期派遣、大学や民間企業等への派遣を実施します。また、プレゼンテーション能力やマネジメント能力に資する研修を充実させます。

3-1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・長期基本計画及びアウトソーシング基本方針にもとづく定員管理・民間委託の推進等についての取り組みを進めてきた。 ・平成22年10月に策定した「江東区人材育成基本方針」に基づき、「自己啓発」「OJT」の支援、「集合研修」の3つの柱を中心に職員の資質向上を図ってきた。 ・平成27年4月に定員適正化計画を含む「江東区行財政改革計画(後期)」を策定した。 ・平成18年度より導入した指定管理者制度によって管理されている施設は、平成27年4月現在120施設となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南部地域を中心とする人口の流入傾向は継続すると予測され、多様化する区民ニーズに適切に応えるため、効率的な行政運営や更なる職員の資質向上が求められる。 ・人口増加や2020年東京オリンピック・パラリンピック開催準備によって行政需要の高まる中、定員適正化や民間活力の活用等によって、より一層スリムで効率的な行財政運営が求められる。 ・指定管理者制度導入施設の更新にあたり、優良な指定管理者を選定するため、所管課や第三者機関の的確な評価が求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・職員公務災害補償事業は、地方公務員災害補償法、地方公務員災害補償基金等に基づき実施するため区の権限が限定的である。 ・基幹統計調査事業は、統計法に基づき各種統計調査を実施するものであるため、区の権限が限定的である。 ・公共建設統計調査事業は、統計法・建設工事統計調査規則等に基づき実施するため、区の権限が限定的である。 ・建築確認・指導等実施事業は、建築基準法・都建築安全条例等に基づき建築確認事務等を実施するものであるため、区の権限が限定的である。 	

4 計画実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
147	外部評価によって改善に取り組んだ事業数(累計)		84 (25年度)						—	企画課
148	指定管理者制度導入施設数	施設	120	120					—	企画課
149	職員数	人	2,755	2,773					—	企画課
150	自主企画調査実施人数	人	133 (25年度)						—	企画課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況				
	26年度予算	26年度決算	27年度予算	28年度予算
トータルコスト	15,988,818千円	10,593,861千円	9,368,712千円	12,186,155千円
事業費	12,485,303千円	7,369,989千円	5,835,989千円	8,214,524千円
人件費	3,503,515千円	3,223,872千円	3,532,723千円	3,971,631千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標147】外部評価によって改善に取り組んだ事業数は着実に増加している。平成27年度から改めて開催される外部評価委員会の議論等も踏まえ、引き続き改善に取り組む。

【指標148】平成27年度において指定管理者制度導入施設の前年比の増はなかったが、平成28年度以降新たな施設で導入予定である。

【指標149】職員数は、平成21年度2,952人から平成26年度2,755人と、197人の減となった。しかしながら、人口増加やオリンピック開催準備など行政需要の増加により、平成27年度は2,773人と、18人の増となった。

(2) 施策における現状と課題

◆平成22年度に導入した外部評価を取り入れた行政評価により、25年度までに全ての施策が2回ずつ外部評価を受けた。◆平成26年度は外部評価委員会を休止し、外部評価を含む行政評価システムについて検証し、必要な見直しについて検討した。◆平成27年度に職員数が増加したが、行政需要の高まる中であっても、よりスリムで効率的な行政運営を推進することで、職員数の抑制を図る。指定管理者制度は導入から9年が経過し、制度の安定運用が行われている。◆区民ニーズに的確に応える、実行力のある区政運営を目指し、平成27年4月に「江東区行財政改革計画（後期）」を策定した。◆文化センター、図書館等の施設を備えた南部地域の公共・文化施設の拠点となる複合施設、豊洲シビックセンターの整備を進めている（平成27年9月24日開設予定）。◆人材育成基本方針に基づき、職場における人材育成の活発化を図るためOJTを推進している。また、自己の能力開発に積極的に取り組めるよう自己啓発の機会の提供を行っている。◆平成32年に開催される2020年東京オリンピック・パラリンピックに伴う事業の財源に充てるため、平成27年度より基金を設置した。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆職員の定員数について、今後も新たな行政需要に対応しつつ、定数の適正化に努める。◆指定管理者制度について、引き続き制度の円滑な運用に努める。◆「江東区行財政改革計画（後期）」に基づき、民間委託の推進、定員の適正化や歳入の確保のほか、業務改善によるサービス向上の着実な推進に取り組み、計画の着実な実行に努める。◆区南部地域の拠点となり、地域住民の利便性を高める施設として豊洲シビックセンターが平成27年9月に開所予定である。豊洲シビックセンター内に設置する出張所を「豊洲特別出張所」とし、従前の上出張所より、取扱業務や開所時間の拡大を実施しサービス向上を図る。◆豊洲シビックセンターは、市街地再開発事業を活用している。今後、同事業内で消防署及び事務所・商業ビルの建設が進むので、これらの工事と調整を図りながら整備を進めていく。南部地域の人口増に対応し、住民サービスの向上を図るよう、庁内で連携しながらより良い施設を目指す。◆平成23年度に再構築が完了した基幹系システムの安定運用を推進する。◆今後も人材育成基本方針に基づき、職員の資質向上のため、「自己啓発」「OJT」「集合研修」の3つの柱を中心に内容の充実を図っていく。◆平成27年度より専門的な見地から区の取り組みを評価・検討するため、学識経験者等で構成する外部評価委員会による新たな外部評価を行う。また、希望する区民に「外部評価モニター」として、外部評価委員会を傍聴してもらい、意見を聴取するなど、区政の透明性確保に努める。新たな行政評価システムに基づき、引き続き既存事業の改善・見直しを図る。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・職員定数適正化を着実に推進するとともに、業務の効率化・アウトソーシングを進め、スリムな行政組織を目指す。
- ・指定管理者制度の活用や民間委託を引き続き推進するとともに、的確な監視体制と外部への透明性を確保する。
- ・オリンピック・パラリンピックの開催準備や南部地域を中心とする人口増加による行政需要の高まりに留意し、柔軟で機能的な組織体制を構築する。

計画の実現に向けて	3	自律的な区政基盤の確立	主管部長(課)	政策経営部長(企画課)
			関係部長(課)	政策経営部長(財政課)、総務部長(総務課、人権推進課)、区民部長(課税課、納税課)、会計管理室長(会計管理室)、選挙管理委員会事務局長(選挙管理委員会事務局)、区議会事務局長(区議会事務局)

1 目指すべき江東区の姿

都区制度の見直しや道州制の導入といった一連の自治制度の変化に柔軟に対応しつつも、確固たる財政基盤を基にして、自律した区政運営が展開されています。

2 計画を実現するための取り組み

①自律的な区政基盤の強化	都区の役割分担の明確化を進め、権限や財源の移譲を進めます。また、自律に向けた江東区独自の取り組みを推進します。
②安定的な区政運営が可能な財政基盤の確立	徹底した歳出削減を推進するとともに、特別区民税等の収納率の向上を目指し、新たな財源等の確保策の実施を進めます。

3-1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆるリーマンショック後の景気低迷の影響により、税金・収納率とも減少傾向にあったが、近年は景気回復の兆しが見え始める中で、税金・収納率ともに回復傾向が見られる。 ・平成27年1月、地方公会計制度改革の方針により、発生主義・複式簿記の導入など国の統一的な基準に基づく財務書類の作成・公表(平成29年度まで)が要請された。 ・特別区交付金の原資となる法人住民税法人税割の一部が国税化された(平成26年度税制改正大綱)。 ・平成26年4月より、消費税率が5%から8%に引き上げられ、歳入歳出両面で影響を及ぼしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月より消費税率が10%へ引き上げられるなど今後の景気の動向は依然として不透明であり、安定的に税金を確保するためにも収納率の向上に向けたより効果的な取り組みが求められる。 ・特別区税や特別区交付金は、景気動向に大きく左右されることから、歳入環境に見合った財政運営が求められる。 ・いかなる区財政の現状にあっても、安定的、継続的に区民サービスを提供するため、基金及び起債を有効かつ計画的に活用することが求められる。 ・人口増加に対する公共施設整備の財源として起債を活用するが、後年度負担を踏まえ発行額の抑制が必要となる。 ・区民ニーズの変化にスピード感を持って対応するため、効率的・効果的な財政運営の推進とともに、新たな財源確保策に積極的に取り組むなど、財政基盤の強化が求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 計画実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
151 経常収支比率	%	81.1 (25年度)						80.0	財政課
152 公債費負担比率	%	2.5 (25年度)						5.0	財政課
153 基金残高と起債残高との差引き額	百万円	46,801 (25年度)						—	財政課
154	特別区民税の収納率(現年分)	%	98.65 (25年度)					98.85	納税課
	特別区民税の収納率(滞納繰越分)	%	39.18 (25年度)					45.00	納税課
155 特別区民税の収入未済率	%	4.31 (25年度)						2.24	納税課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの(指標152について、平成26年度決算より特別区全体で通常使用する指標が「公債費負担比率」となったことに伴い変更)

5 施策コストの状況				
	26年度予算	26年度決算	27年度予算	28年度予算
トータルコスト	5,086,236千円	17,146,032千円	8,501,663千円	6,623,400千円
事業費	3,686,056千円	15,857,996千円	7,091,301千円	5,183,955千円
人件費	1,400,180千円	1,288,036千円	1,410,362千円	1,439,445千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標151】平成26年度決算において、歳入環境の改善により経常収支比率は78.0%となり、6年ぶりに適正水準（70～80%）の範囲内となった。しかしながら、扶助費が右肩上がりに増加を続けていることなどから、今後の推移には十分注意する必要がある。

【指標153】平成26年度決算では、基金と起債残高の差が500億円を超えた（525億円）。これまで培ってきた財政力として、長期計画（後期）ハード事業の着実な実施や、南部地域の公共施設整備等を見据え、基金・起債を有効に活用する必要がある。

【指標154】滞納処分の徹底などの「基本方針」を基に、特別区民税の収納率は現年分、滞納繰越分ともに、計画・目標達成に向かっていく。

(2) 施策における現状と課題

◆今後さらに推進するであろう地方分権改革による基礎自治体への権限移譲に対応した区の体制づくりが必要である。
 ◆区の歳入の6割を占める特別区税及び特別区交付金については景気変動に左右されるため、弾力的な財政運営に努める必要がある。
 ◆公共施設の整備に対し、基金・起債の計画的かつ有効な活用が必要である。
 ◆2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う事業に要する経費の財源に充てるため、平成27年度より新たに基金を設置したが、気運醸成等に繋がる基金の有効な活用を努める必要がある。
 ◆人口増など多様化した区民ニーズの増加や扶助費等の伸びが著しいが、指標にある経常収支比率の目標値達成に向けた取り組みが必要である。
 ◆国からの要請では、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保が求められており、これらを踏まえた財務書類を平成29年度までに作成するとともに、その活用方法について検討する必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆自主的かつ総合的な行政をより確実に実施していくため、区への対応策を検討し、都区間での協議を進める。
 ◆中長期的に安定した財政運営を行うため、計画的な基金の積み立てとともに行財政改革計画の着実な実施により、財政の健全化を図っていく。
 ◆区税の収納率向上のため、滞納処分の強化及び徴収事務の効率化を引き続き実施していく。
 ◆多様なニーズに応えるため導入した、クレジットカード収納やペイジー収納等の収納方法の利用率向上に取り組む。
 ◆地方分権の推進や確固たる財政基盤の確立等により、自律した区政運営の実現に取り組む。
 ◆長期計画（後期）の着実な推進を図っていく。

7 外部評価委員会による評価

平成28年度以降外部評価対象施策

8 二次評価《区の最終評価》

- ・国の地方分権改革の動向等を注視しつつ、必要に応じて区としての対応策を検討する。
- ・中長期的に安定した財政運営を行うため、計画的に基金・起債を活用するとともに、引き続き不断の行財政改革を推進することにより、健全な財政を維持する。
- ・国による地方公会計制度改革に適切に対応し、正確な情報を区民に公表することで、分かりやすく透明性のある財政運営を行う。
- ・収納率向上に向けた新たな収納方法の導入については、その利用促進のための取り組みを積極的に推進する。